

平成 2 9 年

# 建設委員会会議録

と き 平成29年11月29日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会建設委員会

日 時 平成29年11月29日（水） 午前10時08分～午後 3 時00分  
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 2 委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 いながわ 貴之 君  
委員 大 沢 真 一 君 委員 横 山 由香理 君  
委員 新 妻 さえ子 君 委員 安 藤 たい作 君  
委員 西 本 貴 子 君 委員 筒井 ようすけ 君

出席説明員 藤 田 都 市 環 境 部 長 中 村 都 市 計 画 課 長  
長 尾 住 宅 課 長 高 梨 木 密 整 備 推 進 課 長  
稲 田 都 市 開 発 課 長 東 野 ま ち づ くり 立 体 化 担 当 課 長  
鈴 木 建 築 課 長 小 林 環 境 課 長  
工藤品川区清掃事務所長 松代防災まちづくり部長  
(防災安全担当課長事務取扱)  
曾田災害対策担当部長 今井土木管理課長  
兼危機管理担当部長  
桑波田交通安全担当課長 多並道路課長  
兼用地担当課長  
溝 口 公 園 課 長 持 田 河 川 下 水 道 課 長  
古 卷 防 災 課 長

○午前10時08分開会

## ○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「報告事項」「所管事務調査」および「その他」を予定しております。

なお、理事者より追加のありました資料について机上に配付させていただきましたので、ご確認ください。

また、本日、午後0時半より議会運営委員会が、午後1時より本会議が開催されますことから、午前11時45分を目途に休憩を入れさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

## 1 報告事項

(1) 京浜急行本線連続立体交差化計画及び関連する道路計画の都市計画案等の説明会の開催について

## ○たけうち委員長

それでは、まず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)京浜急行本線連続立体交差化計画及び関連する道路計画の都市計画案等の説明会の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○東野まちづくり立体化担当課長

それでは、京浜急行本線連続立体交差化計画及び関連する道路計画の都市計画案等の説明会の開催につきまして、本日、机上配付いたしました資料とあわせてご報告いたします。

本説明会は、東京都が事業主体となる京浜急行本線（泉岳寺駅～新馬場駅間）の連続立体交差化計画の都市計画案および計画に係る環境影響評価書案ならびにこれに関連し品川区が進める北品川駅駅前広場を含む品川区画街路第7号線の都市計画案の説明会を同時開催するものでございます。

本日、机上配付資料の1ページをご覧ください。計画案は、中段の地図のとおりでございます。都市計画区間は約2kmで、一部の都市計画区間で第1号線分岐線と重複いたします。

その下、説明会の日時および会場でございます。説明会は2回行います。1回目は、平成29年12月17日日曜日の午後2時から4時、会場は品川区立台場小学校体育館でございます。2回目は、翌12月18日月曜日の午後7時から9時、会場は港区立高輪台小学校体育館でございます。

配付資料をそのままお開きいただきまして、都市計画案の概要でございます。

京浜急行本線の連続立体交差化計画は、泉岳寺駅から新馬場駅までの約1.7kmの区間について鉄道を高架化、品川駅部では地表化し、道路と鉄道を連続的に立体交差するものでございます。

この計画の実施によりまして、補助第149号線と交差する品川第一分岐などの3カ所の踏切が除却され、踏切での交通渋滞の解消、通行の安全性の向上、地域の一体化などが図られます。

構造形式等は表のとおりでございます。

また、関連する道路計画といたしまして、北品川駅駅前広場を含みます品川区画街路第7号線を計画しております。

提出資料またはクラウド上の資料の北品川駅駅前広場計画案の図をあわせてご覧ください。

区画街路の延長は、国道15号線から旧東海道までの約70mとなります。幅員は12mの道路でございます。その北側、ちょうど北品川駅の東西に位置するところに、約1,300㎡の駅前広場を整備いたします。北品川駅前の整備につきましては、品川区まちづくりマスタープランや、品川駅南地域まちづくりビジョンに位置づけられておりまして、京急本線の高架化の機会とあわせ、まちの課題解決と、さらなるにぎわいに寄与できるよう計画を進めるものでございます。

駅前広場につきましては、駅とまちをつなぐ新たな拠点として、交通広場と環境空間をあわせ持った広場を計画しております。誰もが安全に利用できる駅前の機能といたしまして、タクシーや障害者車両の乗降場や、駅利用者のたまり空間、ゆとりある歩行空間を配置いたします。これによりまして、災害時の緊急車両の停車が可能となり、防災上にも寄与するものでございます。

また、隣接する旧東海道の景観や地域のイベント等の活用を踏まえたしつらえといたしまして、地域交流の核となる広場の整備を進めます。

次に、環境影響評価書案の概要です。

東京都は、京浜急行本線連続立体交差事業の実施に伴い、東京都環境影響評価条例に基づきまして、周辺環境に及ぼす影響の予測および評価を行いました。環境影響評価を行う項目は、騒音・振動、日影、電波障害、景観、廃棄物の5項目で、各予測評価項目における概要につきましては、記載のとおりでございます。環境影響評価書案の説明会後は、見解書や環境影響評価書の作成など、評価手続が進められます。

次に、都市計画案及び環境影響評価書案の縦覧及び意見書の提出についてです。

各都市計画案の縦覧は、平成29年12月15日から平成30年1月4日までの間、記載の縦覧場所において行います。また、意見書の提出期限は、平成30年1月4日までとなります。

環境影響評価書案の縦覧につきましては、平成29年12月15日から平成30年1月19日までの間、記載の縦覧場所、閲覧場所において行います。意見書の提出期限は、平成30年1月29日までとなります。

最後に、説明会のお知らせ、このチラシにつきましては、沿線地区の町会へ12月上旬に配布を予定しております。駅前広場の地区外権利者へは郵送を予定しております。

また、都、区のホームページのほか、広報しながわ12月1日号に、説明会の開催案内および都市計画案と環境影響評価書案の縦覧について掲載をいたします。

## ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

まず、高架化について伺いたいのですけれども、高架化は、今回、線路の真上でなく、東側に振れているので、立ち退きが発生すると思うのですけれども、高架化での立ち退きの件数を教えていただきたいのですが、建物棟数、世帯数、人数もわかれば教えてください。

また、そうした方々への説明や意見は聞いているのか、どんな反応があると聞いているのか伺いたいと思います。

## ○東野まちづくり立体化担当課長

高架化におけます立ち退き件数、事業にご協力いただく方の件数につきましては、今後、測量等を実施いたしまして、東京都のほうで確定をしていくものでございます。現在、つかんでいる情報は、区の

ほうでは持ち合わせてございません。

#### ○安藤委員

その住んでいる方にもものすごい影響がある計画なのに、どれぐらいの影響があるかわからないままにこうした計画案を出すというのはどうなのかと思うのですけれども、つかんでいないということでもよろしいのでしょうか。もう一度お伺いします。

それと、線路の真上での高架化計画にならなかった理由は何なのかということをお伺いしたいのですけれども、なぜ真上でできないのか、また、立体化担当課長ということで、ほかの高架化の事例もよく研究されているのではないかと思います。ほかの事例でルート変更なしで立ち退きがなく高架化している事例はあると思います。幾つかわかれば紹介していただけないでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

最初のご協力いただく方の件数をつかんでいないという部分なのですけれども、この事業につきましては、事業主体となるのが東京都でございます。説明会がここに記載してありますとおり、12月に予定してございまして、その後、東京都のほうできちんとした調査を行いまして、権利者の確定をするというふうに聞いてございます。

それから、直上で高架化ができない理由といたしましては、ちょうど八ツ山の跨線橋がございます。ここの部分を直上で越えていくというのがなかなか難しいというふうに聞いております。難しいといえますのは、品川駅に行くにしがいてまして地平化という部分では、そこからの勾配を最小限にとらないといけないという部分では、ちょうどその跨線橋のところにあるクラスにかかってしまうというような状態だというふうに聞いております。

また、それを回避するために、東側に振りまして、北品川の駅のところで吸いつけるというような構造が必要だということから、このような形になったというふうに聞いております。

他の事例といたしましては、直上高架でやっているような事例もあるというふうに聞いておりますし、また、線路を振って新しく線路をつくるというようなところで事業を行っている立体交差事業もあるというふうに聞いてございます。

#### ○安藤委員

都の事業だということなのですけれども、これ、品川区民の住んでいる方の問題なので、やはり積極的に品川区としてもつかんでもらいたいと思います。

それと、事情があるということもあつたのですけれども、跨線橋とかの関係という話がありましたが、立ち退きが出ないほかの方法ですとか、例えば地下化の検討がなされたのか。また、今回の右側に振った計画になるにあたって、京急側の要望はあつたのでしょうか、なかつたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

地下化の検討もあわせて行ったというふうに聞いております。地下化にすることによりまして、現在、品川区で影響ある道路は3本出てくる。つまり、今通っているところの通りが通れなくなるというような状態が生じてしまうというところから、また、費用対効果とかの関係からも、高架化が望ましいというような結果となつたというふうに聞いてございます。

現在、新馬場駅のところにつきましては、既に高架化されております。今、そこから北品川駅のところにおいてくるというような状態なのですけれども、それが地下化になった場合、3本の道路に影響があるというところが一番ネックになっているというふうに聞いてございます。

それから、京急側から要望があったかというところなのですけれども、こちらは高架にするか、地下化にするかという部分につきましては、東京都、京急とあわせ持って検討をした結果としてのものというふうに聞いてございます。京急側から直接要望があったというよりは、どういう形での構造が望ましいかという検討の中で高架化になったというようなものでございます。

#### ○安藤委員

京急側の要望があるかないかは、よくわからないということだと思います。

日本の土木技術をもってすれば、ルート変更なしの高架化も可能なのではないかと思います。真剣な検討を行って、その結果もきちんと住民に示されなければ、今回の計画案にも単純に万歳と言えないかなと言わなくてはいけないのですけれども、検討と説明を強く都に区から求めてもらいたいのですけれども、立ち退きが伴うということになりますと、やはり住民にとっては大変なことになるので、そこら辺の検討、できないのかできるのかということをきちんと再検討して、説明をぜひしてもらおう、これは都に絶対やってもらわなくてはいけないと思うのですけれども、求めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

まさにその説明会をする場が今回の都市計画案の説明会でございます。また、こちらにつきましては、本年1月27日、28日におきまして、素案の説明会の中でも東京都が住民に対しての説明をしているところでございます。

#### ○安藤委員

説明会の場と、前回の素案の説明会でもありましたけれども、高架を直上でできないということの、専門家ではないとやはりわからないですね。でも、住民からすると、あの説明だけでは、正直わからないのです。できるのではないかと思わざるを得ないというか、もっと説明会の場で、そういう場というのであれば、事前に区民の方からこういう声も上がっているの、そこら辺もしっかりと、本当にいろいろな検討したけれどもこうなったということは、説明してもらいたいというか、再検討もするということもやはり要望してもらいたいのですけれども、ぜひそれをお願いしたいと思うのです。

私ばかりやってもあれなので、一旦やめます。

#### ○筒井委員

ご説明とこの文書で距離とかはわかるのですけれども、今回の説明会で、イメージを使った説明とかはなされるのでしょうか。というのは、やはりこういう文書だけとか、口頭の説明だけでは理解がちょっとにくいので、何かイメージ図とかを提示していただくと非常にわかりやすいのですけれども、その点、今回の説明会はどうなっているのかおわかりでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

説明会では、図を用いまして、スライド等で説明をする予定でございます。こちらにつきましても、区民の皆さんがわかりやすい説明がなされるという予定でございます。

また、まだでき上がっていないのですけれども、パンフレット等も当日配布する予定がございますので、そちらをあわせて説明を行う予定と聞いております。

#### ○西本委員

先ほどのご答弁の中で気になったのが、立ち退き等々の情報は、もう入っていないとおかしいのではないかと思います。正確な測量についてはこれからにせよ、この図を見ると、ある程度、線が引っ張ってあるわけですから。そうすると、大体該当する、自分の家が該当するというのは当然わかるわけ

であって、公表されていることと一緒にですね。なので、地権者の方には、もう事前にその話が行っていないとおかしいのではないかと思います。その現状を品川区は知らなくていいのかという話です。知るべきだろうと。品川区の住民の皆さんなので、知るべきだろうと思います。もう既に都議会の中でもこれは報告があったはずですが。中身は見えていないのですけれども、あったはずなのです。ということは、その中での議論もある程度はなされているし、地権者がどうのこうのという話も当然あったのではないかと予測をするわけですが、そこら辺の東京都の情報をどれだけ入手できるものなのか、しているものなのか、そしてまた、東京都と品川区の関係はどういう感じなのか、ただ単に「説明会をします。品川区は台場小でよろしくね」というだけなのか、そうではないと思うのです。このお問合せ先にも並んでいるのです。品川区の都市環境部というのがあるわけです。ということは、責任があるということだと思ふのです。これが外に出るとということは、品川区もそれなりの責任をもって進めていきますということのあらわれだと思ふのです。そういった場合に、いや、知りませんという答弁は、ちょっとそれはあまりにも区民の皆さんに対してはどうなのだろうと非常に疑問があったのですけれども、東京都と品川区の立場、情報の共有化については、どう考えられて、どういう現状になっているのでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

今回、事業主体は東京都でございますけれども、こちらは連名になっておりますとおり、品川区、港区、京急電鉄が事業者という形でございます。

東京都との情報につきましては、一定程度の情報共有をした上で説明会を行うという立場でございます。

中身につきまして、先ほどの立ち退きの情報という部分なのですが、具体的には、東京都から具体的に何人立ち退き者がいてとかという部分については、まだ示されていないような状況で、こちらにつきましては、先ほどもお話しさせていただきました測量等が確定した段階で、立ち退き者、ご協力いただく方が確定していくという段階だということで、具体的な人数とか権利者の数とかについては聞いていない状況でございます。

#### ○西本委員

この図を見ますと、明らかにかぶっているのです。当然、ここは該当だろうなということはわかるわけです。わかるのです、きっちりと測量した上で、Aさんについてはこれだけかかります、お願いしなければいけませんというのはわかります。そこまできっちりと数値が出ない以上は言えないというのはわからないではないのですが、ただ、該当ですということはある程度わかるわけです。この線と円がかいてあるのだから、これは私の家、ここは私の家と大体わかるわけです。そういう話はまだしていないということでもいいのですか。もうしているということでもいいのですか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

図にも示してございますとおり、大体のところはこの図でわかるというものになりますけれども、具体的な権利者の確定とかにつきましては、事業主体の東京都が進めているという段階でございまして、私どもは確定した数字は聞いてございません。そういう中でございますので、今回、説明会等で具体的にそういうご質問があれば、東京都のほうからお答えするような形になろうかと思ひます。

#### ○西本委員

品川区の立場としては、やはり東京都が主体になっていきますので、東京都の答えるべきものだというのは理解できます。ただ、品川区としては、東京都に言えることとしては、品川区の住民なので、生活

が大きく変わるわけです。ということは、品川区民の皆さんのことなのだから、それは品川区が責任を持ってやっていかなければいけない部分があると思うのです。なので、東京都のほうにかなりきつく言っていないと、それと、手順です。もう既にこの図面は大分前から出ているはずだと思うのです。そうすると、もしかしたらかかるかもしれない、これは今に始まったことではなくて、もう数年前からこの話が上がる时候にもう既に出てきているのではないかと思うのです。そうしたときに、丁寧に丁寧に説明して行って、確かにどのくらい必要ですと、立ち退きはどのくらいですという、その測定の結果については、これは後で、当然必要だと思うのです。だけど、それが出ないからといって、何も住民に説明しないなどというのは、あり得ないと思うのです。そこら辺を東京都がやるにしても、品川区に責任もあるので、しっかりやっていただきたいと思っておりますので、区の考え方もお知らせください。

それから、駅前広場、これを機会に、駅前広場の主体は品川区になるのかと思うのですけれども、これの進め方をどのようにしていくのか、ここでも当然、土地のご協力していただく方もたくさんいらっしゃると思うのです。その方々とのやりとりはどこまでいっているのですか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

まず、東京都への要望という形につきましては、委員会での要望があったということも踏まえまして、東京都のほうに報告をさせていただきたいと思えます。

また、駅前広場の進め方なのですけれども、こちらにつきましては、東京都の説明会と同じ手順で都市計画手続を現在進めているところでございます。こちら、駅前広場にかかる地権者の方に直接お話を今しているという段階ではございませんが、地域との情報交換会等も行っておりまして、その中で地権者の方もいらっしゃると思っておりますので、ご意見を伺っている、そういう段階でございます。

#### ○西本委員

まとめますが、駅前広場については丁寧に進めていただきたい。それと、商店街等々の関係も出てくると思うので、商店街がさらに活性化するという1つの大きなチャンスでもあると思うのです。ただ、地権者の方々も含めて、こういう形でやっていこうというような同意がとれていかないと、なかなか難しいと思うのです。なので、やはりそこに住まわれている方々に対する対応を丁寧に、一緒にまちづくりをしていきたいと思いますところまでの機運を高めていただきたいと思うのです。その住まわれている方数人ではなくて、全員です、全員入っていただいて、この周辺をどういうふうなまちにしていくかということのビジョンをつくっていくということが一番大切だと思うのです。住んでいる人たちをないがしろにしているとは思わないですけれども、でも、説明だけでいいやとかではなくて、一緒にやっていこうということまで持っていかないと、やはりせつかくの広場ですから、皆さんの意見が詰まった広場にこれからなるのでしょうから、期待を込めて丁寧な進め方をお願いしたいと思っております。それに対して何かありましたら。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

駅前広場の地権者の方々の同意という部分につきましては、これまで町会、地域のまちづくり協議会、または再開発協議会などを通じまして、意見交換をさせていただいているところでございます。また、今後も意見交換の予定をしておりますので、そういった中で区のほうで丁寧な説明を続けていきたいと考えてございます。

#### ○新妻委員

駅前広場のことについて、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

今日、具体的にこのように地域も限定をされて示されているのですけれども、これまで今日示してい



ただくまでの流れを少し教えていただきたいと思います。地域の方へどれぐらい、どのような形で説明をされて、意見交換をされてきたのか。それと、地域の方のお声は、どんな声があるのかということをお話していただきたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

これまでのこの区域をつくる考え方の変遷といいますか流れなのですけれども、1月に行った素案説明会の時点では、まだ区画といいますか、この範囲が決まっているものではございませんでした。この区画を決めるにあたりましては、地域の皆さんとの話し合いを何度かしてきております。先ほどもお話しさせていただきました町会、再開発協議会、まちづくり協議会などともお話をさせていただいております。

あとは、交通広場という形でもございますので、地元の警察、それから街路をつくるということもありますので、東京都の街路計画課などの関係部署、こちらとも協議をさせていただいて、この形を今回提案するものでございます。

また、地域の方の意見といたしましては、やはり旧東海道に面する広場になるということもございませぬので、旧東海道の幅を変えないでほしいというようなご意見がございました。それから、交通の流入が心配されるというようなご意見もございませぬ。また、こちらの駅前広場自体が必要ないのではないかというようなご意見もございませぬ。といたしますのは、現在の北品川駅の利用につきましては、ほぼ徒歩での利用が90%を超えているものでございませぬ。そういった中で交通広場的なものが必要なのかどうかというような、そういったご意見もございました。

また、賛成の立場としてのご意見もいただいております。こちらは地域の再開発協議会がございませぬ、ちょうどこの街区につきましても該当しているところでございませぬ。この駅前広場をつくるにあたりましては、交通結節点として、最低限、タクシーの乗降場などを設けていただきたいと思います、というようなお声もあるところでございませぬ。そういった要望書も品川区長宛て、東京都知事宛てにもいただいております。

#### ○新妻委員

地域のさまざまなお声があると思います。賛成の方もいれば、当然、ここにかかわる方にとっては反対の方もいらっしゃると思うのですけれども、とにかく本当に丁寧に地域の方のお声を、これまでもやっただいただいていると思いますが、さらに一段とお声を聞いていただきたいと思います。

最後に1点ですけれども、この今示されているものが、ほぼ計画として進んでいくということでしょうか。

それと、ここのこの形に決められたのはどうしてか。もうちょっと狭くならなかったのかとか、ここまでこうやって広くされている、もう一度その意義といいますか、それを教えていただきたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

こちら、広さとかにつきましては、駅前広場の計画の指針が示されているものでございませぬ。それに従いまして計画しているものでございませぬが、この広さにつきましては、駅の乗降者数ですとか、最低限の交通ということで、タクシーや障害者用の乗降場、そういったものを加味したもので、この広さを考えているものでございませぬ。

また、図を見ていただければわかるとおり、東側だけでなく、西側にも乗降の状態を考えまして、たまり場等も考えた上での形となっているものでございませぬ。

この計画につきましては、今後、この形で都市計画手続を進めたいというふうに考えてございます。

#### ○安藤委員

広場について伺いたいのですが、交通広場と言っていたのですけれども、区画街路第7号線といつの間にか道路計画になっているのはなぜなのか。地名で言うと、この道路はどこなのかということをお伺いします。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

こちらは、駅前広場をつくるにあたりましては、道路という位置づけで行います。区画街路第7号線は、この駅前広場をつくる目的といたしまして、道路の名称でございます。この駅の南側、ちょうど区画外、図の一番南側のところ、直線になっていると思うのですけれども、こちらは12mの道路がすりつくような形になります。

#### ○安藤委員

なぜ道路の名称になるのか全然わからないのですけれども、しかも、12mと言いましたけれども、これは相互通行ですか。最初は10mという話も出たという話も聞いているのですけれども、そこら辺、もう少し詳しく教えていただきたいというのが1点。

道路をつくる理由です。ここになぜ道路をつくるのか教えてください。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

10mとして示したものは今までございません。こちらは12mの道路につきましては、相互通行となります。

なぜ道路をつくるかという部分なのですけれども、駅前広場としての交通結節機能を十分に担保するため、それから、図を見ていただくとわかりますとおり、国道側から旧東海道側までの区画のところをタクシーや障害者用の車、一般車も含めて、こちらのところに入ってくるということになりますので、道路が必要というふうに考えてございます。

#### ○安藤委員

そもそも広場なのですけれども、結節点とかタクシーとかありますけれども、先ほども課長も説明していましたが、90%の方が北品川駅へ歩いてくるということで、タクシーは、地元の人も何度も言っていますけれども、タクシーでわざわざ北品川駅まで来て、そこから乗って品川駅に行く人はいなくて、各駅ということもあって、しかも品川駅からもすごく近いですから、ここにわざわざタクシーで来る人はいない、なぜそのような交通広場が必要なのかということで、全然要らないという声が多いわけです。だから、今の理由は全然理由にならないのではないかと。なぜつくるのかももう一度お伺いしたい。

それと、区長がタウンミーティングで、この広場の問題について、今日も傍聴の住民の方がみえていますけれども、広場に対してやめてほしいという発言をしたのです。それに対して区長は、一言で言えば、広場は本当に必要なのかという発言をしたのです。紹介しますと、駅舎が駅舎以外の用途で大きくする必要はない。駅の最大の機能は電車に乗る、降りる、それを第一に優先していただく地域住民と融和する観点で駅をつくってもらいたいと。地域住民と融和してほしいと言っているのです。広場については、広場は本当に駅の機能として必要なのかも含めて、駅は電車の乗り降りに特化してもらいたいというお考えでお話をしたいけれども、京急も営利企業だからぶつかることがあると思いますが、行政としては、駅としての機能を第一に京急に言っていきたい。広場は本当に必要なのかと言ったわけです。だから、私、ふだんは区長とは考えが違うことが多いのですけれども、この点に関しては同意をしますし、心の中で拍手喝采したのですけれども、区のトップがこういう発言をしているのだから、普

通に考えたら、駅前広場という案は引っ込めるべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

私はタウンミーティングは出席していなかったのですけれども、区長のおっしゃった意図といたしましては、必ずしも駅前広場が必要かどうかということは、その駅によって判断されるべきものというふうな、そういう意味で言ったものとして受けとめてございます。

こちらは、90%以上の方が徒歩で今現在使われているという状況は、必ずしも駅前の交通区間を担保するものとして適切なものとして考えてはいないものでございまして、将来的に高齢者、それから障害者の方が利用できるような安全なタクシー、障害者用の乗降場、そういったものを設ける必要があるというふうに考えてございます。

また、駅前広場につきましては、利用される方を考えてという部分では、やはり一定のたまりスペース、そういったものが必要だというふうに考えておりますし、安全な歩行者空間、そういったものも必要だというふうに考えてございます。

#### ○安藤委員

駅前広場の必要性について、地元町会の勉強会では、タクシーで来る必要はないですよということを言っているし、しかも、地元の人を立ち退かせてまでつくるなどかわいそうだという同情の声、同情というところであれですけれども、おかしいのではないかという声が上がっている中で、やはり今の説明では、何のために相互通行の道路をつくって、なおかつ、駅前広場をつくるのかというのがわかりません。もう一度しっかりお答えいただきたいと思います。

あと、タウンミーティングの件は、区長が発言したことなので、出席していないというのちょっと困るのですけれども、なぜ区の、あまり好きな言葉ではないですけれども、ガバナンスといいますか、なぜ区長が言っていることが、トップが言っていることが、現場で進めようとしている住民の立ち退きにもかかわるような重大問題で、担当課長と共有されていないのか、これは区長が必要ないのではないですかと、京急に広場……。駅は駅としての機能で、広場についての発言に対しての答えだったのです。それで必ずしも必要ないと言っているのだから、これは引っ込めなくてはいけないのではないかと思うのです。そこら辺はどうなっているのですか。区の意味疎通といいますか、縦割りなのですか、そこら辺をもう一度伺います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

先ほども申し上げましたとおり、必ずしも駅前広場が必要ではないという意図だというふうに思っております。こちらにつきましては、京急線だけではなく、区内、東急線など、多くの私鉄の駅もございまして、必ず駅前広場が存在しているわけではございませんので、そういったところも含めましてのご発言だというふうに理解してございます。

また、町会等の勉強会では、確かに立ち退きを含んでご協力いただく方を含んでの駅前広場が必要ではないのではないかと、そういうご意見もいただいているところでございます。その町会での勉強会につきましても、私どもの考え方について示させていただいて、意見交換をさせていただいているところでございます。今後も意見交換の場をつくっていきたくと考えてございます。

#### ○安藤委員

区長の発言は一般論で、ここの北品川の駅のことではありませぬ的な発言があったのですけれども、それはちょっとひどいなというか、区長のタウンミーティングは何だったのかというか、トップが、し

かも切実な思いで、事前に発言を募集して、その募集に応募して、区長に直接この訴えをしなくてはならないということで、寝ずに発言を考えて、それを当日、北品川の駅の広場についてやめてほしいと言った発言に対して、それはこの北品川の駅とは言っていませんなどと言ったら、これは何なんだという、タウンミーティングそのものが何だったのだという話になりますので、課長だとかわいそうなので、当日、参加された、私は参加していましたが、区長の発言を聞いていた部課長がいらっしやるでしょう。ちゃんとあの区長の発言は何だったのかということと直接説明していただきたいというのが1つです。

それと、駅広場の必要性の説明が全然できていないのですけれども、この間、広場の交通流入、旧東海道の交通流入が大変だから道路をつくるみたいな話も言っていましたけれども、この道路をつくることで、旧東海道の交通流入を逃がすことができるからという話も理由で上がっていたように記憶しているのですが、今回の説明では全くないのですけれども、それは特に理由ではなかったということなのでしょう。

その2点をお伺いします。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

駅前広場ができることによりまして、旧東海道の交通流入が逃がせるというような発言は、町会との意見交換の場で私もさせていただきました。特にデータとして示せるものはないのですけれども、私どもが調査した結果といたしまして、旧東海道に入ってくる車は、1日当たり大体1,200台ほどございます。その車がどこを通過していくかという部分も調査したところ、国道側へ抜けていく車が、その先の北一会館の前を通過して抜けていく車が600台ほどございました。そういったものを考えますと、ここへ相互通行の道路をつくることによりまして、その600台分がこちらのほうへ流れていくという可能性もございますので、そういったことで旧東海道からの通過交通を一部でございませうけれども、防ぐことができるのではないかとこの発言はさせていただいたところでございます。

#### ○藤田都市環境部長

タウンミーティングの当日のお話もございませうので、私のほうからもお話をさせていただきます。

基本的には、今、担当課長が先ほど来ご説明させていただいているとおりにございませうけれども、それにもし加えるとするならば、区長の発言の中でも、先ほどのお話もされていませうとおりに、駅の乗降について考えるのであればというようなお話を前にした中での駅前広場の話をさせていただいているものでございませうので、駅、乗降、そういった観点だけでなく、まちづくりの将来性、そういったことも含めながら、さまざまな観点で北品川駅の広場については考えていかなければいけないのではないかとこのほうに私のほうでは感じたところでございませう。

#### ○安藤委員

部長がそういうふうにおっしゃっていますけれども、区長が言ったことなので、区長が北品川駅の広場について、やめてほしいという発言に対して言ったことなので、部長のそのように解釈したとしても、私は区長の言葉のほうの方が重いというふうにおもっています。なので、これは案を引っ込めるべきだというふうに言いたいと思います。

それと、交通流入の話なのですけれども、今回、相互通行でこの道路をつくるとなると、逆に旧東海道の交通流入が一国から入る車が多くなるのは誰が見ても明らかだし、なおかつ、この道路をつくって抜けると言っても、その前の200mほどなのです、旧東海道の交通流入すると言っても、その上のほうから旧東海道、八ツ山通りから入ってきます。確かに旧東海道の交通流入しますが、現行では、さらに南のほうに旧東

海道を行って200m先には、すぐ一国へ抜ける道路があるので、その200mほどの流入交通の解消のために、こういう道路を広げて立ち退きを出すというのは、私は政策として間違っているのではないかと、それは理由にならないのではないかと思うのですけれども、この交通流入というのは、それほどの人を立ち退かせてまでやらなくてはいけないことなのか伺いたいと思います。

あわせて、さらに地元の合意も得ていないということは、この間、地元の町会の勉強会が行われておりますが、地元の北一町会で連続して学習会が開かれていますけれども、11月10日の第5回勉強会で、賛成の声は1つもなかった、このままでは声が届かないから反対の会をつくって請願書を出そうという声まで上がったそうです。地元の町会の勉強会で。さらに12月に改めて勉強会を開くと。この勉強会は継続になっているのです。継続になっているにもかかわらず、しかも、区長も必要性に疑問を呈しているのに、こうした計画案を提出するというのが区の方針なのでしょう。これはあまりに地元の方の声を無視していると思います。こういうのが区の方針なのでしょう。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

交通流入につきましては、1つの理由にはなるかというふうに考えているところです。交通流入の解消につきましては、1つの理由になるかというふうには考えているところですが、そればかりではございません。先ほど、冒頭にお話ししたとおり、この北品川の駅前に広場をつくることで、まちの顔として、拠点としての機能を持たせたいというものがまず1つの理由としてもございます。

また、交通だけではなく、まちに活性化をもたらすもの、それから、安全な交通関係、歩行関係、そういったものについても寄与できる広場だというふうに考えてございます。

そういったところから、町会のほうにも引き続き意見交換を行うというところで、現在、進めているところがございます。区の方針につきましては、今回、都市計画案として提出させていただくこの方針を進めていきたいというところがございます、地元の方にも丁寧な説明を今後も続けていきたいというふうに考えてございます。

#### ○安藤委員

交通流入は1つの理由だと、そればかりではないということで、活性化やら顔やらという話もありましたが、やはり地元の人から、今日も傍聴に来ていますが、聞けば、それが何なのかというか、とてもではないけれども、広場や道路をつくる理由としては理解できない理由だと思います。

なぜそれでも進めようとするのかということで、私、指摘したいのですけれども、先ほどから再開協議会との話し合いもしていましたという話が出ていましたけれども、この品川浦周辺地区再開協議会が出されている資料の中に、今回の区画街路7号線という計画をさらに東側に延長して、八ツ山通りまでの道路の新設の絵がかかれています。課長もご存知だと思うのですけれども、その先にあるのはオフィスや復元された土蔵相模や品川浦など、再開協議会が進めている開発計画地域なのです。結局は、この区画街路第7号線は、新たな新設道路でのさらなる立ち退きを呼び込むことになるし、また、再開地域に一国から直接行ける再開のグレードアップの道路になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

再開協議会からの要望では、国道15号線から八ツ山通りまで抜ける道路を計画してほしいという要望をいただいているところでございます。こちら、八ツ山通りまで抜ける道路につきましては、現在の道路形状を考えると、交差点も近いところから、抜くことができないということで、そういった警察との協議もしているところで、旧東海道のところとめているような状況でございます。

今後、再開発等の考え方、そういったものを踏まえまして、それが八ツ山通りまで可能かどうかというところは協議をしていきたいというふうに考えてございます。

また、今の現状だけで、この道路が完成するというのではなく、地域のネットワーク全体を考えた上で、やはり必要な道路ではないかと区のほうでは考えているところでございます。

#### ○安藤委員

新設道路の要望はもらっているということですが、伺いたいのは、今回の道路をつくと、将来的には再開発にプラスになるでしょう。再開発協議組合が描いている絵にとって、非常にグレードアップになるし、プラスになるのではないですかということをお伺いしたので、お答えください。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

再開発協議会が立ち上がって、現在、その再開発のコンセプトづくり等をしているところでございます。こちらにつきましては、この道路があるなしにかかわらず、地域の再開発をどう考えていくかというところを現状進めているところでございますので、そういうご理解をいただきたいと思っております。

#### ○安藤委員

それはなかなかそういうふうにするのでしようけれども、私はこれは再開発のさらに布石になる道路だというふうに認識を持たざるを得ません。

最後になりますけれども、今回、高架化についても、広場についても、住民の方の財産、そして居住権、長くその土地に住んでいれば、ほかの土地に移れば、暮らしていけないということも、高齢の方だとやはりあるのです。もっと言えば、命にかかわる問題となってきます。そうした計画であるにもかかわらず、今回、地域住民の、特に少なくとも地権者の方々の意見も反映されていないで案が出たというのが、私は大問題だと思うのです。この計画案が出されてしまうと、では、どうなるか、今後の流れを考えると、説明会が行われて、その日から公告・縦覧、意見書を募り、そして年明けに都市計画審議会を開き、そこで都市計画決定がされる。となりますと、厳密に言うと、都市計画審議会で決議をとって、速やかに行政が都市計画決定するのでございますけれども、そうしたら、行政執行ができるのです。つまり、この段階で既に地権者にとっては、財産が奪われかねないという重大問題にもかかわらず、もう案まで出しているということです。過去の例を見ると、説明会、意見書、いくら意見を出しても、微塵も変わらない案が都市計画審議会へ出されて、都市計画審議会の中では、区の元まちづくり部長などが、学識経験者と称して2名入っていて、そうした多数で……。

#### ○たけうち委員長

質問をまとめてください。

#### ○安藤委員

区の言いなりができる、そういう審議会で粛々と決定をして、それでいよいよ都市計画決定となれば、行政権が執行で、財産没収、いたくても財産をとるということになりますから、私は重大問題だと思うのです。

だから、私が伺いたいのは、今回の国交省の都市計画法運用指針、公聴会を開かなくてはならないのではないですかということが言いたいのです。運用指針では、第1項の公聴会について、都市計画の案が作成された後の手続としての意見書縦覧とは別に、都市計画の案の作成の段階でも、住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨であるというふうに公聴会のことを言っています。公聴会とは違うということも言っています。

〔「落ちついて」と呼ぶ者あり〕

## ○安藤委員

都市計画の原案について、住民が公開のもとで意見陳述を行う場と考えられると、説明会は住民に説明する場だと、公聴会は原案について住民が公開のもとで意見陳述を行う場と考えられるということ、わざわざ公聴会は説明会とは別ですと書いているのです。しかも、その案をつくる段階で意見をできるだけ反映させようという趣旨。だから、結論としましては、特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催するべきであるというのが国交省の指針なのです。今回のように、住民がまさに居住権や財産権にかかわる問題で、都市計画素案から、1月にやりました。案に至るまでの間に公聴会を開かないのは、これは問題なのではないですか。まさに必要があると認めるべき案件であって、公聴会を行うべきではないでしょうか。少なくとも公聴会を開いてから案を作成すべきだと思いますけれども、私は国交省のこの指針違反だと思いますけれども、いかがでしょうか。

## ○東野まちづくり立体化担当課長

こちら、駅前広場計画につきましても、連続立体交差事業につきましても、2回ほど素案説明会、それから、今度行う都市計画案の説明会ということで、住民に対して2回の説明を行います。この説明の中で、質疑応答の時間等も設けまして、広く住民の方からの意見を聞く時間もとりたいというふうに考えてございます。そういった中で、それと同時に、意見書の提出期限、公告・縦覧の期限も設けておりますので、そういった中での対応が可能だというふうに考えてございます。公聴会を開くという考えは現在のところ持っておりません。

## ○たけうち委員長

安藤委員、まとめてください。

## ○安藤委員

公聴会を開くつもりはないという、その品川区の対応は、私は国交省の指針違反なのではないですかと聞きましたので、しっかりとお答えください。先ほど、2回の説明をやると言いますが、素案の説明会1回、案の説明会1回、国が言っているのは、案を作成する段階で公聴会を開くべきだと言っているのです、それは今のはお答えになっていません。しっかりとお答えください。違反なのではないですか。

## ○東野まちづくり立体化担当課長

都市計画法で定められている公聴会等という形での文書がございます。この公聴会等の中には、こういう説明会も含まれているというふうに解釈してございます。違反とは考えてございません。

## ○安藤委員

私は再開発とかでもこの問題を追求しているのですけれども、再開発の場合でも、少なくとも地権者の方々に説明していたのです。ところが、今回は、案を作成する段階で地権者の方々にも説明がない。私は、再開発の場合でも、地権者だけに説明すればいいとは思っていませんが、この都市計画案については、地権者にすら説明しないというのは、これは明らかに違反なのではないですかと思うのですけれども、いや、これまで区がやってきた対応とも矛盾するのではないですか。少なくともこれはやるべきでしょう。いかがですか。

## ○東野まちづくり立体化担当課長

冒頭の説明でも申し上げました今度行われる説明会につきましては、地権者の方にもご案内をする予定でございます。こういった公の説明の場で、都市計画案について、駅前広場については説明をしていくという予定でございます。

#### ○たけうち委員長

まとめてください。

#### ○安藤委員

これは明らかに今回の都市計画案、都市計画に関しては、地権者を同じ区民であるにもかかわらず、軽んじているというか、差別しているといえますか、対応が違うといえますか、再開発では少なくともやっている地権者への案の段階での説明もやらないで進めていくという、その区の不当性が私は明らかになったのではないかと思います。それは絶対にそうした対応は改めるべきだと思います。強く意見を言っておきたいと思います。何かご意見がありましたら教えてください。

#### ○たけうち委員長

特によろしいですか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

ありません。

#### ○大沢委員

連続立体化という思い出すのが目黒線ということで、武蔵小山、西小山、不動前ということで、こちらの場合、地下化ですけれども、非常にまちのポテンシャルが上がってきたのは、これはもう間違いない。とりわけ武蔵小山においても、いろいろな部分でまちの活性化が図られてきたというのは、これは本当に事実であります。ここの中で、京急線が立体交差すること、また、駅前広場をつくることによって、間違いなく京急の北品川、新馬場の駅周辺の活性化が図られて、よりポテンシャルが上がってくるということです。ちなみに、このまちづくりと、将来行われる、30年ぐらいでしょうか、リニアとの関連性についてお伺いしたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

リニア中央新幹線につきましては、品川駅の地下に駅が新設される予定でございます。こちらは、リニア中央新幹線から、また品川駅としまして、北品川の駅の方にも新たに来街者が訪れることが予測されます。そういった意味でも、活性化をこの地域で取り組んでいくべきものというふうに考えてございます。

#### ○大沢委員

まちの将来、これは50年先、100年先のまちづくりを見越してするべき、今、まさにその時期に来ていると思いますけれども、この中で1月27日、28日に、先ほど、安藤委員の言葉にもありましたけれども、素案についての説明会があった。今回、それから約11カ月、説明会が行われるということですが、1月の素案の説明会を踏まえての今度の説明会、東京都が主体となるということですが、それを踏まえた場合、どのような考えというか、どのような意のもとに今回の説明会を行うおつもりでしょうか。そここのところの意気込みといえますか、臨む姿勢についてお伺いしたいと思います。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

素案説明会、それから都市計画案の説明会につきましては、都市計画手続の中で進められているものでございます。素案説明会のときに、まだ未定だった部分、そういったものを今回の都市計画案説明会では、改めまして、住民の皆様へ説明をするものでございます。

未定だったところといえますのは、ちょうど南側の側道部分、こちらについて、今後どうしようかという検討段階であったということでしたけれども、今回は環境側道としてはつくらないですという



ようなこともございます。

また、駅前広場につきましても、素案の段階ではエリアが確定したものではありませんでした。今回の説明会では、エリアの確定したものとしまして、住民の皆様コンセプト等々ともに説明を行うものでございます。

#### ○大沢委員

間違いなくまちの活性化と土地に対する可能性が無限に広がってくるわけですし、50年後、将来の北品川、新馬場の駅周辺を考えた場合に、これは避けて通れない問題をまずクリアしていく、そのためにも住民の方の理解と協力が必要なわけでありまして、今後、そここのところのしっかりとした説明、昨日の目黒川デッキのところ、ボタンのかけ違いのような感じもしましたけれども、要は、計画案があっても、案だけいってしまって、後で齟齬がないように、しっかりとした説明をしていただきたいと思っておりますけれども、説明会を今後行っていく、住民に理解をしていただくように進めていただきたいのですが、そこについてお考えがありましたら、お願いします。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

説明会は、都市計画案という形での説明会になってございます。その後、意見書等で住民の方からも意見をいただきます。また、地域との懇談につきましても、今後続けていきたいと思っておりますし、地域の方に理解をいただきたいという思いで、駅前広場については進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○大沢委員

まちの活性化においては、鉄道、これは3カ所の踏切が除却されるということですから、非常にこの部分についてはまちの活性化、将来の駅周辺にとっては大きなプラスになるわけですので、しっかりとしたまちづくりをお願いしたいと思います。そのためにも、個々の方に対する説明、地域の各論、総論を含めたしっかりとした説明をしていただきながら、このすばらしい計画を遂行していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### ○いながわ副委員長

説明会が2回あるということで、これ、説明会の開催についてという報告なので、この説明会においては、多分、地域の方からいろいろなご質問等もあるかと思ひますので、そこはしっかりと真摯にお答えをしていただければという思ひがあります。

そもそも今回の立体交差化というのは、東京都はよく開かずの踏切とか、そういうものをなるべく解消しようという動きの中でいろいろ事業に取り組んでいる、その一環でここがあつて、逆に言えば、品川区というより、むしろ東京都と京急の間で、ここが京急が高架化なり踏切がなくなれば、おそらく大鳥居というか、あちらのほうも全部高架になっていますので、京急としては非常に安全な運行もできるし、地域の方からしても、踏切がなくなることによって事故防止と渋滞緩和ということで、イメージとしてはすごくいいのですが、改めてなのですけれども、実際に品川区としてのかかわり方というか、どういふ感じにかかわっていくのか、何かイメージが東京都と京急が事業主体といひますか、そのようなイメージなのですけれども、実際はどのような感じなのか、簡単でいいですから。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

この京急線のこの区間の立体交差事業につきましても、東京都の踏切対策基本方針で開かずの踏切の解消でありますとか、ボトルネック踏切の解消でありますとか、その中に位置づけられているものを事業化していくものでございます。

品川区では、過去に請願・陳情が出されているということも踏まえまして、東京都への要望を、この間、強くしてきたところをごさいます、事業主体である東京都と一緒に進めていくという立場でございます。

#### ○いながわ副委員長

これが立体交差は実現に向かって動き始めたとして、品川区がそこで京急なり東京都に言うべきことは、駅舎の様相をどうするかとか、いろいろな案、先ほど、地域のにぎわいということに触れていたもので、その観点で言うと、やはりこの旧東海道の最初の宿がある品川宿ですから、やはりそれなりに、例えば、戸越銀座というのは昔ながらの様相に変わって、地域もすごく盛り上がっているという部分もあるので、そういったところ、これは関連する都市計画案の説明会ということなのですが、そういった駅舎のモデル、どういう形にするかとかというのは、どの場で議論がされ、まちづくり協議会なのか、それとももうそういう話はなされているのか、その辺はどう……。僕は、どちらかというところ、ここがきれいになって、交通渋滞もなくなって、周りが活性化して、にぎわいが創出されるということが、それはそれで北品川にとっては、全員が全員そうかどうかは別にしても、僕は有益ではないのかという考え方なので、どうお考えか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

この北品川の地域につきましては、景観上も景観重点地区に指定されている地域でございます。そういったところも踏まえまして、景観上のしつらえとかにつきましては、京急のほうへ区としていい形での要望を上げていきたいと思っております。

また、地元のまちづくり協議会などからも、そういった要望もございますので、その声を事業主体、東京都、京急のほうには、区としては伝えていきたいと考えてございます。

#### ○いながわ副委員長

ぜひそれは地域の声も聞きながら、前に進めていただきたいと思います。

最後に、本当に初歩的なことなのですが、品川区画街路、区画街路7号ということは、7本目という、そういうイメージなのか。いろいろ調べると、区画街路で出ているのですけれども、イメージが沸かないので、例えば、品川区でほかにどういうところがありますか。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

区決定の道路という形になりまして、区画街路という名前では、私のほうでは記憶がないところなのですけれども……。

#### ○いながわ副委員長

区画道路ということですね。

#### ○東野まちづくり立体化担当課長

大井町、八潮、西小山等にあるということございます。取りつけ道路みたいなイメージになるということございます。

#### ○多並道路課長

区画街路ということで、1号で言いますと、八潮の団地のところが1号、こちらのほうに回ったら2号ということで、4号で言うと、大井町駅のところのスロープになっているところ、きゅりあん側のスロープになっているところになっているということでやっています。この性格としては、幹線街路ではなくて、区画街路という、いわゆる歩行者を前提としたような、まちの中の道路といいたいでしょうか、そういう性格のもので位置づけて整備をしていくことが区画街路というものでございます。

## ○たけうち委員長

ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

---

(2) 防災行政無線設備更新工事について

## ○たけうち委員長

次に、(2)防災行政無線設備更新工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○古巻防災課長

それでは、私から、防災行政無線の設備更新工事につきまして、ご報告を申し上げます。

本件につきましては、本日、総務委員会で本件の工事請負契約についてご報告をさせていただいておりますけれども、建設委員会では、その内容についてご報告をさせていただくというものでございます。

お手元の資料、A 4、1枚のものをお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

1番、工事内容でございますけれども、(1)、(2)とございまして、(1)のほうで親局の設備、これは品川区役所の第二庁舎、防災課の災害対策本部情報機器室に置かれておりますけれども、そちらの親機1局を更新する工事。それから(2)としまして、屋外拡声子局設備10局を更新する工事となっております。屋外子局10局該当箇所につきましては、資料記載のとおり①から⑩になります。

2番の工期でございますけれども、資料記載のとおりでございますけれども、平成30年3月20日まで、今年度の3月20日までで、上記1番の内容の工事をするという内容でございます。

最後に、3番、年次計画でございますけれども、こちら、今後の予定につきましては、資料にスケジュールを記載しておりますけれども、設備更新は今年度を含めまして5カ年で実施をいたしまして、平成33年度末までに親機5局、戸別受信機の更新を終了する予定でございます。特に屋外子局につきましては、現在、135局で運用させていただいておりますけれども、17局を増設しまして、152局として、聞きづらい地域等、なるべく改善を図っていくという予定になっております。

## ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○安藤委員

更新の順番の考え方を1点お伺いします。

あとは、更新で何が変わるのかとかいうか、例えば、ちょっと聞こえづらいという問題もあちこちから出ていたと思うのですが、そういった不具合などは解決になるのかをお伺いします。

## ○古巻防災課長

順番につきましては、なるべく地域に偏りがないように、平均的に分散して更新するよというところがまず前提となりまして、今年度につきましては、区有施設、ご覧いただくとわかるとおり、公園に設置されたもので、かつ、独立して支柱が立って、更新に際して周辺にあまり影響がないところから始めていくということで考えております。

それから、何が変わるのかということでございますけれども、設備的には、アナログの設備からデジタル化をするということで、聞こえづらさということがデジタル化によって解消するわけではないのですが、スピーカーの設備を物理的に変えるということと、あと、向きとか、そういったものを調整していくことで、なるべく聞きづらさは解消していきたいということと、あと、デジタル化をすると

ということですので、拡張性を持たせて、いろいろな情報機器との連携が柔軟に行えるようになったりとか、そういったところもメリットとして考えているところでございます。

#### ○安藤委員

やはり更新でさらに聞こえやすくなるというのが一番大事な点だと思いますので、ふだんからいろいろな情報を収集しているとは思いますが、ぜひ更新にあたっては、そういった向きなども、地域の町会ですとか、そういった方々のお声も極力聞きながら、実態をつかみながら改善につなげていただければと思います。

#### ○新妻委員

平成31年度から戸別のところが30局、150局と入っておりますけれども、この戸別の設置の仕方と、どういうところにつけるのか教えていただきたいのと、あと、現在使われております防災ラジオが使えなくなるというようなことも聞いておりますが、この防災ラジオの考え方を少し教えていただきたいと思います。

#### ○古巻防災課長

まず、戸別受信機でございますけれども、資料にもございますけれども、現在、250基、設置されております。これは主には区有施設ですとか、区役所内にもございますけれども、あとは地域センター、それから学校、保育園等に置かせていただいて、また、外部の施設としましては、私立の保育園等にもございますし、ほかの学校、それから商店街の放送設備との接続にも使わせていただいているということで、屋内に置かせていただいて、屋内放送設備等と連動してというような形でお使いいただいているものでございます。

これはデジタル式にするということで、平成31年度より順次交換をしていくということでございます。戸別にどこからということは、これから調整をさせていただくということで考えております。

それからあと、防災ラジオでございますけれども、現在の防災ラジオにつきましては、システムとしましては、アナログの現在の防災行政無線の電波を受信して自動的に起動するというような形になっておりますので、完全にデジタル化をしますと、今の仕組みの中では防災行政無線の出力ということでは難しい、そのままでは使えないような状況になります。ですから、防災ラジオの代替で防災行政無線を補完する何か仕組みをとということにつきましては、デジタル化が完了するまでに検討を進めまして、どういった形が望ましいのか、今の防災ラジオがなるべく使えるようにするのが一番望ましいとは思いますが、場合によっては機器を交換するとか、そういった形での対応を考えているところでございます。

#### ○新妻委員

今、戸別のところ、確認させていただきました。私立保育園も入っているということですので、これは私立保育園は毎年拡大をさせていただいておりますので、新設でできる場所は、そのときにつけていただけるということでしょうか。これが1点。

あと、防災ラジオに関しては、やはり今、この地域内に拡大をさせていただくことで、より聞こえやすくなるということが出来ますけれども、家庭の中でその情報を得られるという防災ラジオは、非常に便利だと思っています。私のうちもつけていますが、品川区内の情報が発信されてくるわけで、持っている方はかなりまだ多くいらっしゃると思うのです。これが壊れてしまえば使えませんが、使っている方も多くいらっしゃいますので、この情報を得ること、一人でも災害があったときに、多くの人に情報が届きやすくなるための防災ラジオであると思いますので、これを何らかの形でご検討い

ただくということでしたけれども、防災ラジオが使えるのか、また代替として使ってもらえるようになるのか、そこが防災ラジオをお持ちの方に関しては、ぜひ対応をご検討いただきたいと思います。

#### ○古巻防災課長

まず、私立保育園の件につきましてですけれども、現状、つけているところと、一部ついていないところがあるのかというふうに認識をしているのですけれども、このあたりは所管と十分に調整させていただいて、必要に応じて対応を考えていきたいと思います。

それから、防災ラジオにつきましては、こちらは防災課としても課題だと認識をしておりますので、現在、ご活用いただいている方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々に不便にならないといえますか、きちんと今までどおりの対応ができるような形で何らかの方策を考えていきたいと思っております。

#### ○西本委員

すみません、今の防災ラジオの件なのですが、有料の方と無償でという方がいらしたと思うのですが、それぞれ何名ぐらいいるかということ、台数は把握されていますか。

#### ○古巻防災課長

防災ラジオでございますけれども、あつ旋価格として助成で無料でおつけしているのは、65歳以上の高齢者の方、それから障害者のいる世帯というところで、所得制限がございましたけれども、そういった方については助成をしてつけさせていただいているというところでございます。

台数につきましては、全体で配布数は5,000個を配布しまして、あつ旋購入では4,633個をつけておりますけれども、無償でおつけしているのが367個でございます。

#### ○西本委員

約5,000個ということなので、先ほどからのご答弁で、なるべく使えるようにという、技術的な件があると思うのですが、デジタル化になることと全然違うと思うのです。そうなった場合に、補償はどうするのかということも、予算を立てていかないと難しくなりますね。予算を立てていかないと、5,000個ですから、たしか5,000円かそのくらいしていたような気がするのですけれども、議員は全員買ったと思うのですけれども……。

〔「買いました」と呼ぶ者あり〕

#### ○西本委員

そういうことも含めて、割引にするのか、それによって経費も対応していかなければいけないと思うのですが、それもあわせて今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○古巻防災課長

あつ旋等を含めまして、どういった形でやるのかはこれからの検討になりますので、今いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後、十分検討していきたいと思っております。

#### ○筒井委員

先ほどご答弁に、デジタル化によって聞こえやすくなるとは限らないというような旨のご発言がありましたけれども、今回の更新によって、音は聞こえよくなるのでしょうか。

〔「ならないんだよね」と呼ぶ者あり〕

#### ○古巻防災課長

先ほど申しました趣旨でございますけれども、デジタル化によって、何か聞こえやすくなるということが直接的な関係があるわけではないということで申し上げたところでございます。できるだけ聞こえ

やすくするという意味で言うと、機器化ですとか、そういったところ、取り付けの位置ですとか方向、そういったものを細かく調整することで、できるだけ聞こえやすくということは努めてまいりたいと考えております。

#### ○筒井委員

音量の問題とかもあると思うのですけれども、やはり満遍なく幅広く聞こえさせるためには、具体的にどういったことが必要なのでしょうか。1カ所のスピーカーの数を増やすとか、そういったことも必要なのでしょうか。具体的にどうやって今後対応していくのかお知らせください。

#### ○古巻防災課長

具体的にということと言いますと、音響的な専門的な話もあると思いますけれども、一般的な話で申し上げますと、スピーカーの数の調整でありますとか、1カ所につけるスピーカーの方向、どの方向につけるのかといったところ。それから、スピーカーごとの音量の調整でございます。それはスピーカー自体の機器につきまして、例えばあまり広がりがあるものよりも、逆に指向性の高いもののほうが音響が反響しなくて聞こえやすいという場合もあると思いますし、そのあたりは、周辺の状況を踏まえながら、設置する機器でありますとか、設置の方向等を調整をしていくというような形になろうかと思いません。

#### ○いながわ副委員長

いろいろ同じような質問で申し訳ないのですけれども、私も地域からいろいろ声を聞いていますので、代弁するとなれば、要は、ほかの委員からもありましたように、やはり聞こえづらいと言うのです。それは別にデジタルになろうが、アナログだろうが、聞こえづらいのは確かだと思うのです。それはやはり同時に話すので、聞こえやすいところと、何を言っているかわからないというところがあるので、それは先ほど来、お話に出ているので、これは多分、防災課はこういう技術的な部分はわからないと思うので、設置をする業者が、どういう角度で音がどう反響していくかというのは、多分データで出すと思うのです。152局つけているわけですから、要するに、同じ方向に向いて一斉にしゃべったら、真ん中にいる人は何を言っているのか全くわからなくなってしまうのですね。例えば、地域の防災訓練のとき、朝7時ぐらいにやる、あれは防災無線で流しているわけですよ。あのときも、やはり同時にしゃべっているから、あちこちからこだまして聞こえてきてしまって、全然わからないというのです。

あともう1点は、通常の人がわからない以上に、最近、タワーマンションが増えているので、機密性がすごくよくて、トイレの換気扇が何かを回しているときに、換気扇のダクトとかを伝わって何となく聞こえるというのはあるかもしれないのですけれども、そういうところの対策もしっかりやっていただいて、効率のいい、聞こえのいい配置を実現してもらいたいと思うのですが、何かあれば。

#### ○古巻防災課長

まずは音響として聞こえやすいようにということは心がけて努めていきたいと考えております。配置も含めて、反響して聞こえないというのは確かに声として上がっておりますので、事前の調査の中でもそういった地域、どのあたりはどういった反響で聞こえづらいのかという形の資料もつくっておりますので、それを参考にしながら、今後、配置、設置の具体的な指示をしていきたいと思えます。

それから、屋内等で聞こえないということについては、音を大きくするというわけにもなかなかいかないと思いますので、防災行政無線ですけれども、代替手段、防災ラジオでありますとか、ほかの何か機器によって放送の内容が把握できるような何かそういったものも含めて、全体の仕組みを考えていきたいと思えます。

## ○大沢委員

デジタル化という、今、課長のほうで、ほかの機器ということでお話しいただきましたけれども、ほかの機器については、具体的にどのようなものを考えていらっしゃいますか。

## ○古巻防災課長

まだ具体的に確定したものではございませんけれども、例えば、スマートフォン等で受信ができるといいでしょうか、放送した際に、その放送内容が把握できるような仕組みをつくったりとか、あと、今現在でもやっておりますけれども、電話で確認ができる仕組みというものも今現在運用しておりますので、そういったところを十分周知をして、防災行政無線が何か言っているけれども、よく聞こえなかったというときは、どこを確認すれば、その内容が確認できるかというあたり、きちんと区民の方々に浸透するように努めていきたいと考えております。

## ○大沢委員

そこで、音ですから、耳の不自由な方、あるいは、今、外国の方も増えていらっしゃる。この方に対してどのように対応されていくのか教えてください。

## ○古巻防災課長

日本語の放送になりますので、なかなか外国の方だとわかりづらい部分、それから耳がそもそも聞こえづらい方に対する対応ということでいうと、やはり文字情報で出せるような形のもが一番いいのかと思います。現状の仕組みで言えば、メールを使って周知をしたりとか、ホームページ等で周知をしたりとかと代替手段を幾つか考えられると思いますので、具体的に今これということで仕組みの導入を考えているものはないのですが、そういった方々への配慮についても、今後、完全にデジタル化する過程において、さまざまな検討をさせていただきたいと思います。

## ○たけうち委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前 11時40分休憩

○午後 1時14分再開

## ○たけうち委員長

それでは、建設委員会を再開いたします。

---

(3) 品川区地域防災計画の素案について

## ○たけうち委員長

次に、(3)品川区地域防災計画の素案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○古巻防災課長

それでは、私から、品川区地域防災計画の素案につきまして、ご報告を申し上げます。

9月26日の建設委員会で、地域防災計画修正の検討内容につきまして、中間報告をさせていただきましたが、このたび素案が完成いたしまして、12月にパブリックコメントを実施する運びとなりましたので、素案の概要およびパブリックコメントの実施についてご報告を申し上げます。

本日は、お手元に、A4判の資料、品川区地域防災計画の修正についての記載の順序でご説明をいた

だきますけれども、資料といたしましては、ほかにA3判縦の主な修正点の概要をお示ししたもの、および品川区地域防災計画（平成29年度修正 素案）をお配りしております。素案の内容につきましては、A3判の資料でご説明いたしますけれども、先に素案の全体構成について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、素案の表紙をお開きください。

目次がございます。

目次－1ページ目でございますけれども、修正後の品川区地域防災計画でございますが、全体では5つの編で構成されております。

まず第1編、こちらは総則編でございます。総則編では、今回の修正の趣旨でありますとか、計画の概要をはじめ、災害種別によらない基本的な区を含めた各機関の役割などについて整理をしているという内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、目次－2ページ目から8ページ目まで、こちらが第2編としまして、震災編ということでございます。第1部から第13部までに分かれておりまして、本計画で一番分量が多い部分でございますけれども、第1部は震災編の総則で、第2部以降の各対策で、部ごとに予防対策および応急・復旧対策を分けて記述をしているというような形になっております。

次に、目次－9ページにつきましては、第3編、風水害編となっております。風水害編は、総則、予防対策、応急・復旧対策の3部構成でございます。

続いて、10ページ目でございますが、こちらは第4編、その他編でございます。第1部が富士山噴火降灰計画、第2部が大規模事故対策となっております。

最後の目次－11ページについては、第5編の災害復興計画編となっております。

以上が、修正された地域防災計画の全体構成になります。

続きまして、A3判縦の資料に基づきまして、修正の内容についてご説明を申し上げます。A3判縦の資料をご覧くださいいただければと思います。

資料の左半分に、1番から10番までの修正のポイントを記載しておりますが、右側にポイントごとの修正の該当箇所をお示しをしているというような形になっております。

1点目の「多様化する避難に対する対策を進める」の部分ですけれども、主に①から⑤を中心に修正の検討をしております。素案の該当箇所は右の部分に青い文字で示しております。

例えば、①に関しましては、青い文字で、震－7－8、震－7－10と記載してございますけれども、これが素案上で該当するページということでございます。

ページの振り方ですけれども、これまでの地域防災計画では、通しの番号でページを振ってございましたけれども、素案では、各編各部ごとにページを振り直す形となっております。したがって、震－7－8は、震災編第7部の8ページ目ということになりまして、同様に、震－7－10は、震災編第7部の10ページ目を示すといったような具合でございます。

お手数なのですけれども、素案の該当ページ、震災編第7部の避難者対策編の8ページ目、ちょっと後ろのほうになりますけれども、お開きいただければと思います。7－8です。

ページ中央よりやや上のところに、(3)の区民避難所というような記載の項目がございますけれども、その部分の2つ目の文章でございますけれども、「避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりとし、提供する対象は全ての被災者とする」という記載がございます。その下に表組みで、提供する生活支援を箇条書きでお示ししているという形でございますので、修正内容のところでお示しした内容については、このような形で記載がされているというふうにご覧いただければと思います。



同様に、ページを1枚おめくりいただいて、震災編第7部の10ページ目でございますけれども、こちらは、一番上のところ、(3)避難生活とございますけれども、こちらで②でございますけれども、「自宅で生活が不可能と判断した場合、指定された区民避難所で避難生活を送る」というような記載がございますけれども、修正内容の①の後半で書かれている部分がこの部分に該当するということになります。

②以降につきましても、同様に該当するページなので記載させていただいておりますので、そのような形でお示しをしているということでご覧いただければと思います。

A3縦のものを中心にご説明を続けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

②以降でございますけれども、同様に素案の該当箇所を示しておりますけれども、②では、区民避難所以外で生活する避難者につきまして、最寄りの避難所へ連絡を呼びかけるといった点。

それから③におきましては、避難所運営における要配慮者への対応ですとか、ペット対応、また、避難所マニュアルの管理を目指すことなど、避難所対策で課題となっている点について記載をさせていただきました。

また、④でございますけれども、避難行動要支援者の避難につきましては、まず初めは区民避難所へ避難していただくということが原則ではございますけれども、場合により、それによらず柔軟な避難のあり方についても想定をするという旨を記載しております。

また、⑤としまして、「避難所」という呼称ですけれども、一般的な名詞としての「避難所」と区別しやすくする意味で、「区民避難所」と変更したということでございます。

続けて、ポイントの2番になります。「被災者に対する物資支援の対策を進める」でございますけれども、こちらは震災編の第6部としまして、備蓄・輸送対策をまとめておりますが、その中で具体的には、自助としての備蓄の必要性です。また、個人、家庭の備蓄については、最低3日間、できれば1週間程度の備蓄について周知を行っていくことを記載しております。

また、公助としての備蓄でございますけれども、こちらは分散備蓄という考え方を地域防災計画にも明記いたしまして、地域ごとに必要量の備蓄を区でも実施をしていくことを示しております。

ポイントの3番ですけれども、「円滑な災害対応に向けた災害対策本部の再編を進める」というところでございますけれども、主に総則編の中で災害対策本部の組織について記載をしておるところでございます。

ポイントの4番につきましては、関係各課へのヒアリング結果を修正に反映した旨の記載でございますけれども、関係所管とのヒアリングの結果です。これは全編にわたって反映しているということになります。

ポイントの5番、震災編への「受援計画」の追加でございますけれども、震災編に第9部といたしまして、受援体制という形で受援の事柄についてまとめて記載をさせていただきました。

また、ポイント6は、「その他編」の追加でございますけれども、具体的には、第1部として、火山の噴火に関して、品川区に対して最も影響の大きいと考えられます富士山の噴火降灰対策、第2部としまして大規模事故対策を追加しているという形でございます。大規模事故対策につきましては、大規模火災、石油、火薬類、高圧ガス等の危険物事故、航空機、鉄道、道路、橋梁、トンネルにおける災害を想定した予防対策、応急・復旧対策を記載いたしました。

ポイント7番ですけれども、女性の力を生かした対策の追加でございますけれども、具体例として、避難所生活における対応事項を記載しました。震災編の第7部39ページ目を挙げておりますけれども、ほかにも全編で女性の力を生かした視点を意識した記述をしているところでございます。

ポイント8以降の3項目は、地域防災計画の構成の見直しになります。ポイント8のとおり、震災編の第2部以降の震災対策における応急・復旧対策の冒頭に、応急復旧活動フローといたしまして、時系列を意識しました対応フローを記載しているところがございます。

また、全体構成のご説明の中でもお示ししたとおり、対策ごとに予防対策、応急・復旧対策を記述いたしまして、対策の全体像を把握しやすくいたしました。また、全体の共通事項を示しました総則編の追加とともに、各編にも総則を設けたほか、各対策の冒頭に概要を示すことで、対策全体の把握を容易にしたところが特徴でございます。

以上が、素案についての概要のご説明になります。

恐れ入りますが、資料につきましては、1枚目、A4縦の資料にお戻りください。

2番で、これまでの検討経過を記載いたしました。詳細は資料の記載のとおりでございますけれども、建設委員会におきましては、2月に修正の方向性についてのご報告をさせていただきまして、9月に検討の中間報告をさせていただいておるといような流れでございます。

次に、今後の予定でございますけれども、本日お示した素案につきましては、12月5日に開催いたします今年度第1回目の防災会議でご審議いただきまして、12月11日よりパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメント期間につきましては、12月11日より、来年平成30年1月10日までの1カ月間を予定しております。

その後、パブリックコメントなどでいただきましたご意見を踏まえまして、最終案として取りまとめ、パブリックコメントの結果と最終案につきましては、2月の建設委員会でご報告を申し上げまして、その後、3月に開催予定の今年度2回目の防災会議におきまして、最終案としてご審議いただきまして、修正を発表するスケジュールとなっております。

なお、発表いたしました修正した品川区地域防災計画につきましては、来年度、平成30年5月頃に公表、配布の予定でございます。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず、避難所の動物の問題ですとか、受援計画ですとか、これまで入っていなかったところを一定修正したというのは、それはいいと思うのですけれども、全体としてどうなのかと思う部分があるので、それはあとでやるのですけれども、まず細かい確認なのですが、避難所のところで大事だと思って何度か提案させていただいていたのは、段ボールベッドに対して、それはどこら辺に入っているのか教えていただきたい。やはり避難所の一人ひとりのスペースを確保するためにも、まず暖をとるという意味でも大事だと思うので、そこら辺を教えていただきたい。

それと、ちょっと飛んでしまうのですけれども、その他（事故）の1ページなのですけれども、大規模事故で航空機事故が入っているのですけれども、この文章で、羽田空港や云々とあって、上空を通過することや大規模な事故が発生する可能性があるというような記述があるのですけれども、これはどうということなのか、もう少し教えていただければと思います。

〔「前にも聞いている」と呼ぶ者あり〕

#### ○安藤委員

はっきり文章に出たのは初めてだから。

## ○古巻防災課長

まず、段ボールベッドに関する部分でございますが、具体的に段ボールベッドということで備蓄の中身を記載した部分はありません。具体的な備蓄品目につきましては、防災計画のほうで特に記述はございませんので、ただ、とは言いましても、先般お話ししたとおり、簡易間仕切りであるとか段ボールベッドにつきましては、協定の中で一定準備をするということで大分進んでおりますので、きちんとした避難所の生活に関して用意する部分としましては、区民避難所で支援する中身として、一般的な書き方ですけれども、震災編7の8ページに、先ほどちょっとご紹介しましたけれども、一覧で必要なものということで、こういったものを支援するというを書かせていただいているというような中身になります。

それから、その他編の事故のところでございますけれども、航空機の事故に関しましては、一般的に近隣の空港といいますと羽田空港になりますので、こちらを離発着する飛行機に関しての想定をしておく必要があるというような書き方で、一般的な書き方ということでご理解いただければというふうに思います。現在の状況において発生し得るものということでの事故の想定をしておりますので、細かい中身については、この中で記載するものではありませんけれども、関係する機関としてやはり空港というものがございますので、そこを含めて記載させていただいているということでございます。

## ○安藤委員

段ボールベッドの、避難所の環境は国際的にも、イタリアとかに比べても非常に日本がおくれているという現状がまずある中で、少なくともそういった一人ひとりのスペースをしっかりと確保ですとか、暖をとるという意味では、やはり必要最低限の設備だと思うので、もし仮に避難所が開設された場合には、手配ができるような担保といいますか、そういった計画にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

羽田空港のところは、今、この記述なのですけれども、現在は品川区の上空を通過していません。なのですけれども、また、羽田空港や調布飛行場から離発着する航空機が上空を通過することや云々、大規模な事故が発生と書いてあるので、これはどういう、今なぜ上空を通過していないのにこういう書き方になるのか、それは説明していただきたいと思います。

それと、全体の問題としまして、私たちが何度も指摘しているのですけれども、やはり予防対策はすごく大事だということと、そういった点では、構成上変えたという話もありましたが、まず被害を出さないところに全力を尽くすという点では、まだまだ弱いのかということを一つ指摘をさせていただきたいのと、もう一つは、総-16ページ、最初のほうの基本理念なのですけれども、これはちょっと疑問があって、修正をしなくてはいけないのではないかと考えているのですけれども、そもそも区の条例に従ってつくっているのです、私たちはその条例に反対したということもあるので、なかなかかみ合わないところもあるかもしれませんが、まず第1に自己責任としての自助、第2に共助と来て、最後に公助の役割を果たすと書いていますのですけれども、ここでいう区が果たす公助の役割というのは何なのか伺いたいと思うのです。自助、共助と来て、個人や地域社会では解決できない問題について区が対応するという意味なのでしょうか、そこら辺はお伺ひしたいと思います。

## ○古巻防災課長

まず段ボールベッドのところにつきましては、協定を結んでしっかり対応できることでございますので、地域防災計画にあまり細々と書き込むということではなくて、実務的なところで対応を進めていきたいと思っています。

それから、事故対策のところでございますけれども、現在、正規のルート上で羽田の航路ということで区内上空を通過することはないという認識ではございますけれども、とはいっても、場合によっては退避的に上空を通過するといいたまいますか、近辺を通るといことが考えられますし、また、海上等で事故が起きた場合におきまして、また落下物が起きた場合でも対応が必要になってくるケースが考えられますので、近隣も通過するということで、こういった形の記述をさせていただいているというところでございます。

それから、公助として区の役割ですけれども、これは条例のほうにきちんと書かせていただいております。区の条例に従って区が役割を果たすということでございますので。区だけで何かができるわけでもない。それから、地域だけで当然何かができるわけでもない、条例の趣旨は、やはり区民、それから防災区民組織です、共助の部分。それから事業者を含め、それから品川区の責務がある。そうした自助、共助、公助がきちんと連携をして災害に対応していく、これによって防災対策がきちんと、防災力の高度化、まさに地域防災計画の冒頭にも書かせていただきましたけれども、防災力の高度化が図られるというような考え方に基づいてつくらせていただいておりますので、公助として品川区の果たす役割は、品川区の責務ということで条例にうたわれている内容そのものと認識をしております。

#### ○安藤委員

羽田のことはこれ以上やりませんが、ちょっと納得がいかないというか、やはり新ルートが予定されているから、それを見越してこれが入ったということをもまず思うのですけれども、なぜ認めないのかとか、別にこそを認めたからといって、区がそのルートを推進しているというふうにはならないと思うのですけれども、なぜそれをかたくなに認めようとしらないのかというのが逆にわからないと思ったので……。

〔「ご理解くださいよ」と呼ぶ者あり〕

#### ○安藤委員

何かあったら言ってください。

どうぞ。

〔「何、勝手に進めている」と呼ぶ者あり〕

#### ○安藤委員

それが1点です。

それと、公助の役割、私が伺ったのは、公助の役割の中身をもう少し知りたい。条例に書いてあると言われれば、それまでかもしれないのですけれども、私が聞いたのは、自助、まず第1に自己責任としての自助、第2に共助、最後に公助の役割を果たすと書いているのですけれども、伺ったのは、まず個人や地域社会に対応してもらう。それで解決できない問題について区が対応するというのが公助と言っているのですかと伺ったので、もう1回しっかりと考えを聞かせていただきたいと思っております。

#### ○古巻防災課長

何度もご答弁申し上げますけれども、新ルートの問題は、まだ決まったことではありませんし、地域防災計画においては、そういったまだ決まっていないことに対して何か計画を立てるとか、事前に何か準備をしておくとか、そういった考え方で修正をしているものでございませぬ。あくまでも現状の中での起こり得ることを想定して計画を立てるということですので、それは何度も申し上げますけれども、切り離してお考えいただければと思います。

それから公助でございますけれども、地震の場合が特に言われていることだと思っておりますけれども、ま

ず身の安全、自分の身は自分で守る、これは当然のことです。これがあってからその次に共助ができるというようなことは、もう既にご存知のとおりだと思いますけれども、そういった中で、区が果たす役割は、条例にも書かれておりますけれども、こういった自助、共助、支援をしていくということは当然でございますし、また、区として公助としての備蓄を備えていくということもでございますし、いろいろな情報を発信し啓発に努めていく、そういったこと、自助、共助をバックアップするというのが1つの大きなこと。それから、ハード対策、まさに予防対策だと思いますけれども、耐震化を進める、それから防火性を高める、そういったハード対策も含めて、公がしなければならないことをきちんと果たしていくことが公助と考えております。

#### ○安藤委員

やはり最後のほうに言っていたそもそも被害を出さないような耐震化とか、そういったことをやるというのは、やはり大事な、公助しかできないといいますか、かなり公助の部分が大きい面で、やはり自助、共助ではとても身を守れないところがあるからこそ、行政の役割が大事なわけであって、だって、自助、共助では絶対に全部やれないですから。

私が言っているのは、自助、共助が強調されて、知らず知らずのうちに公助の機能の放棄ですとか、後退ですとか、責任転嫁が行われてしまったら、論理が逆転しているのではないかと。こうした順番は基本理念として、こここそ修正すべきなのではないかと思っておりますので、意見を言わせていただきました。

それと、羽田空港のほうは、わかりました。あくまで案だという、決まっていないという立場を堅持しているということなので、ぜひこれは羽田空港の新ルートは決まっていないので、ぜひこれを決めさせないように区として全力を挙げていただきたいと思っております。

中身についてももう少しお伺いしたいのですが、震災、震-1-8ですか、減災目標について書いているのですが、閣議決定された中央防災会議の首都直下地震緊急対策推進計画には、「耐震化率100%で全棟棟数と死者数は約9割減らせる」、「感震ブレイカーなど出火防止と初期消火成功率の向上等で焼失棟数は9割以上減できる」とあるのですが、減災目標がなぜこんなに低いのかということが、こうした中央防災会議の計画でもそういうふうに出ているわけですから、これは引き上げなくてはならないのではないかと、それを求めたいのですが、いかがでしょうか。

それともう1つは、震-2-14です。再開発等の機会を捉えた防災機能の整備促進とあるのですが、再開発が防災機能になるというのは、私はこの考えは修正すべきだと思いますし、そうしてほしいのですが、なぜ超高層の再開発が震災対策といえるのか。といいますのは、エレベーターがとまったらおしまいなのです。ビルも倒れるのではないかと報道もNHKでは昨今の新しい報道では出てきましたけれども、それはまだ研究中ですけれども、倒れないにしても、中のエレベーターがとまったり、トイレが配管が壊れたら、もうトイレも使えない。

〔「普通のうちだって変わらないじゃないか」と呼ぶ者あり〕

#### ○安藤委員

実質使えないのです。そうなったら、地域の避難所に来ざるを得ないわけです。だから、私は、なぜ超高層イコール、再開発イコール防災機能の促進になるのか。なぜそう言うのか、ここはお伺いしたいです。

#### ○たけうち委員長

すみません、質疑の途中ですけれども各委員にお願いしますが、この防災計画の中を全部やっていたら日が暮れます。それで、今日については、素案についての変更点についてご説明いただいているので、

基本そこについてご質問いただいて、今までできている防災計画をまた一からここはどうかのだから、安藤委員が質問いただいたことは、質問いただいた後なのでお答えいただきますが、それ以降、またこれを今までであったものを掘り下げてやられたのでは、これは本当に申し訳ないけれども、委員会が成り立ちませんので、この変更点についてご質問をお願いしたいと思います。

では、続けてください。

#### ○安藤委員

では、今について。

#### ○古巻防災課長

まず、減災目標でございますけれども、減災目標につきましては、前回の地域防災計画から特に変更という部分ではございません。また、この目標に関して、達成していない部分がございますので、引き続きこちらは、まずこの目標に向かってきちんと防災対策を進めていくということで、あえてこのままということではございません。

それから、再開発等の話でございますけれども、これは特に超高層に限った話ではございませんし、ビル、高い建物に対する耐震化でありますとか、そういった防災対策につきましては、通常のマンションの中でも起こり得ることではございます。マンション対策ということで、さまざまな家具転倒でありますとか、そういったマンション対策に対してのソフト的な支援、こういったところも進めております。そういった中で再開発を捉えて、例えばさまざまな空地を確保するでありますとか、街路の拡幅をしていくとか、そういったことで防災機能の促進をしていくということでございますので、あくまでも防災計画画においては再開発をしてということではなくて、再開発等の機会を捉えて防災機能を促進していくのだというようなこととお読みいただければと思います。

#### ○安藤委員

委員長の仕切りなので従いますが、この素案というか、修正を含めた素案全体についてパブリックコメントをかけるわけですから、私、全体についても伺ったということなのですけれども。

今のところは、目標をまずここに向かってと考えるのは、それはあるかもしれませんが、非常に志が低いといいますか、本当に区民の命と財産を守るという自治体の使命ですとか、法の趣旨に照らしても、災害対策基本法の趣旨に照らしても、そこは簡単に譲ってはいけないところなのではないかと思っておりますので、ぜひ目標についてはもっと意欲的になっていただきたいという意見です。

それと、再開発等のところは、ソフト対策も進めているという話ですけれども、災害要因を、ある意味、どんどんつくってしまっているというか、公助と言いながら、行政自身が、確かに一部広場は増えるかもしれませんが、それと同時に、膨大な人口を集めて、膨大な被災者を出しかねないというリスクも一方で同時に蓄積しているということはあるわけですから、そこは重々ご承知だとは思いますが、ご承知でないから進めているかもしれないですけれども、やはりリスクもあるわけです。そこは再開発を進めることで、再開発と言っても、私も全部が全部悪いとは言っていないけれども、超高層がだめだと言っているのです。災害リスクを蓄積するようなやり方はやめていただきたいと意見を言います。

最後になりますが、今後の進め方ですが、パブコメをやるということなのですけれども、こういう今一番関心がある、区民の区政アンケートでも関心があることすし、命にもかかわることなので、毎回求めているのですけれども、ぜひ説明会をやってほしいと。やらないとおっしゃるのですけれども、

なぜやらないのでしょうか。景観計画ではやりました。景観計画は同じ建設委員会所管のところではやった。財産にかかわることだからやったのかもしれませんが、それ以上に私たちの命と財産にかかわる計画ですから、ぜひ説明会、パブコメをやるのであれば、同時にこの計画についてしっかり対面で住民と話し合う、この計画の内容を説明する説明会をやるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○古巻防災課長

では、説明会のところだけ答弁させていただきますけれども、おっしゃったとおりでございます。今のところ、説明会を開催する予定はございません。説明会でということではなく、パブリックコメントできちんと公表いたしまして、それに対して意見を求めていくというようなことで考えております。

当然、お問い合わせいただければ、丁寧に内容についてお問い合わせにお答えしていくという姿勢はございますけれども、説明会を開いてということで、今のところ予定をしているものではございません。

#### ○安藤委員

問い合わせが来れば丁寧に説明すると言いますが、もう既にその時点で丁寧な説明ではないといえますか、もっとこの計画がこういう計画なのだということを、なぜ積極的に説明会をしないのか。一方では、この計画では自助、共助を住民の皆さんに求めているわけです。それでありながら説明しないというのはちょっと矛盾しているのではないかという点もありますし、なぜやれないのか、やる意思がないのか、説明したくないということなののでしょうか。私は説明会をやらないというのは、積極的な説明をしたくないとしか思えないのですけれども、そこら辺は、やらない理由をお伺いします。

#### ○古巻防災課長

まず、地域防災計画自体につきましては、防災会議で確定をしていくものでございますので、その中で丁寧に説明をすることが大事かと考えています。

当然、パブリックコメントをやりますので、住民の方からも広く意見を求めますけれども、防災会議のメンバーの中には住民の代表の方にも入っていただいておりますし、また、実際の計画自体で、今回何か新たに義務を課すというようなことはございません。今までの延長線上でさらに対策を進めていくということでございますので、そういう中で今後も含めまして、丁寧に啓発を進めていくということでございますので、防災計画自体についての説明会は、今のところ必要はないと考えているものでございます。

#### ○安藤委員

防災会議と言っても一部の方です。もちろん代表ではありますけれども、やはりこの計画は、本当に全区民の命と財産にかかわってくるものですから、私は積極的に説明をするということは必要だと思うのです。でも、何度も聞いても説明会はやらない。一方では、景観計画ではやったけれども、防災計画ではやらないということは、それは防災課といえますか、部の考えということなののでしょうか。それとも、品川区全体として、そういうパブリックコメントをするものについては説明会を開かないという考えを持っているのでしょうか。どちらなのでしょう。それだけ伺いたいと思います。

#### ○古巻防災課長

一般的なお答えになるかと思いますが、特にパブリックコメントと説明会をセットでやる仕組みがあるわけではありませんので、状況に応じて説明会をする場合もあるし、地域防災計画については、必要性は薄いのかということで開催させていただかないというような判断をさせていただいたということでございます。

## ○筒井委員

防災ラジオについてのことなのですが、先ほど、防災行政無線設備更新工事についてのところでもお話があった点なのですが、震－５－８で、防災行政無線を補完する情報伝達手段の確保というところで、(1)として、一番最初に「防災ラジオ」の配備と書いてあるのですが、先ほどのご答弁によると、防災ラジオが今後使えなくなる可能性が高いというご答弁もあったのですが、そうした場合、防災行政無線を補完する情報伝達手段の確保というところで、一番先頭に「防災ラジオ」の配備が来ていいのかと疑問に思ったので、その点、どのようにお考えなのでしょうか。

## ○古巻防災課長

現行の仕組みといえますでしょうか、全体の中では、防災ラジオということで、防災行政無線を補完する手段が確保されておりますので、その形の中で書かせていただいたというような形でございます。そのほかの情報伝達手段につきましても、さまざまな通信体制で補完をしていくということではありますけれども、あくまでも現行でということでございますので、また今後、時点修正等もかけていきますので、場合によって、そのときの状況に応じた記載に改めていくというような形になります。

## ○新妻委員

ご説明ありがとうございました。２点ほどお伺いいたします。

今回、新たに要配慮者、ペット、また女性視点ということで、このように新たに追加がされたことは非常に区民の声が反映されたと思っております。

その中で１つ、備蓄のことです。震－６－６のところに備蓄のことが明記をされておまして、３日間、努めて１週間、特に１週間分というのが、今かなり言われていると思います。その中で、日常生活の生活用品も少し多めに購入する日常備蓄の考え方を周知すると書かれておりますが、最近テレビでは、この日常備蓄をローリングストック法ということで、かなり報道されております。ローリングストック法という言葉がかなりメジャーになってきているのではないかと思いますので、日常備蓄（ローリングストック法）というようなことで、ぜひ周知をしていただけると、もっと広がっていくのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、今、委員長がご注意があった中で大変恐縮なのですが、今回のところではないのですが、震－１０－７のところで、緊急医療救護所が７カ所明記をされております。この中に東芝病院が入っておりまして、現在、譲渡の話が出ております。ゆくゆく、多分公表される時期あたりが変わってくる時期なのかと思うのですが、東芝病院についての考え方と、また、品川区としても、議会としても、存続の要望をしっかりとしておりますので、引き続き、こういう体制の協力をいただけるように、区からもぜひお願いをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

## ○古巻防災課長

まず、備蓄の件でございますけれども、地域防災計画ということで、一般的な用語として使わせていただいておりますが、今後、周知していく中で、委員ご指摘の用語、「ローリングストック」でありますとか「循環備蓄」、そういったよりわかりやすい言葉での周知も含めて検討させていただきたいと思っております。

また、東芝病院の件でございますけれども、病院の機能自体は存続するというところで聞いております。緊急医療救護所でございますけれども、これは今のところ、まだその後の名称というか、そのあたりが決まっていない部分があるので、東芝病院ということでわかりやすく明記をさせていただいておりますけれども、その後の状況に応じた記載に改めてはいきたいというふうに思っています。



## ○横山委員

ちょっとわからないところがありましたので確認の意味でお聞きしたいのですが、7番の女性の力を生かした対策を追加するということなのですが、震-7-39のところなのですが、「パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上」とあるのですが、こちらは具体的にどういった意見が反映されて、どういった環境を整えるといいというようなことになるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

## ○古巻防災課長

今までも同様の記載事項がないわけではなかったのですが、男女共同参画の推進会議のメンバー等をヒアリングした中で、避難所の環境を整えていくということの重要性については、さまざまなご意見をいただきましたので、その中から男女共同参画といいますか、女性の視点ということが主にはなっておりますけれども、そういった中で防犯、プライバシーの確保等に資することができるような避難所の環境整備を進めていくということで、例示として挙げさせていただいたということです。

## ○横山委員

そうしますと、例えばいろいろな方のパトロールを実施をして、防犯の見守りというか、そういった形ですとか、あとは、暗い場所だったり、誰も人気がないような場所をなるべくつくらないようにしていくという、そういう意味でよろしいのですか。女性だったり男女共同参画の視点から、そういった意見があって反映されてきたということで理解はよろしいのでしょうか。

## ○古巻防災課長

今まさに委員からお話がありましたとおりで、ただでさえストレスのかかる避難所生活でありますので、なるべくそういったストレスが少ない状況で生活ができるような環境を整えていくということで、男女共同参画というだけではありませんけれども、特にご意見をいただいた部分について書かせていただいたということでございます。

## ○西本委員

全体的な防災計画の冊子、これは多分、この厚さになるのだろうと思って、今までは資料編というものもあったと思います。その資料編も新しくなるのでしょうか。この文中に資料編〇〇参考とか、避難所一覧なども資料〇〇とかと書いてあるのです。なので、別途何かあるのかというふうに想像するのですが。

それと、いろいろ初動体制のマニュアルであるとか、いろいろなマニュアルができていくと思うのです。その位置づけです。これとの位置づけがよくわからない。要は、何が有効なのかと。いろいろおつきりになっているので、その整合性がよくわからないのです。

それと、これ、ときどき新しい用語の説明が入っているのですが、インデックスが欲しいと思うのです。今からは無理なのかと思うのですが、例えば、ちょっとわからなかったのが、ボランティアのところ、「区民支援部」とかあるのですが、これは何とか、いろいろ新しい言葉が出てくるので、インデックスなのか、用語の説明なのか、そこら辺をまとめて何か後ろに置いておいたほうがわかりやすいのではないかという構成上の問題ですが、そういうものもあります。そこら辺をまずお願いしたいです。

## ○古巻防災課長

まず、資料編でございますけれども、当然、新しいものに更新をしていきますが、今回、パブリックコメントをかける対象としましては、その素案本冊でさせていただくということでございます。その

辺については、今、数字等を改変をしておりますので、最終案のときには資料編とあわせてご提示できるように考えております。

初動体制マニュアル等、各マニュアルの整備と地域防災計画の関連ですけれども、基本的には地域防災計画に書かれている対策をより具体化して、実際に職員なり該当する方が動く際の根拠といいましょうか、参考になるものとしてマニュアルを整備しますので、地域防災計画が上位にあって、その下の具体的な動きの部分についてはマニュアルとして整備をしていくというような整理で考えていただければと思います。

また、用語については、一応、定義を各部ごとに書かせていただいておりますけれども、インデックス（索引）についても、当然、今の防災計画にもございますので、それは最終的にはきちんと整理をしていきたいと考えております。

#### ○西本委員

それと、防災対策に関していろいろと品川区で事業化されていて、あと、数字なども日々変わってくると思うのです。避難所の数であったり、区民の人口推移であったりという、細かいところですが、これからどんどん変わってくる部分があると思うのですけれども、それは大きく変わらなくても、変更点とかというのは、随時やっていくという認識でいいのですか。このマニュアルの防災計画の見直しは、何年ごとにとか、そういう大枠があるのでしょうか。その中で、例えば5年ごととかとあって、その中の細かい変更点がありますね、付加されてくるものもあると思うのです。今こういうものをやっていますとかというのを、それはどういうふうに修正していくのか。

#### ○古巻防災課長

まず、数字的な部分で、当然、人口でありますとか、そういったところは刻々変化をしていくものがありますので、なるべく変化の大きいものについては、資料編のほうで記載をいたしまして、そこを差し替えていくような形で変更を加えていくというような形で考えております。

ですから、当然、本冊のほうに入ってくるものもありますけれども、そういったものについては年次で毎年修正は見直しをかけておりますので、そういった中で、できるだけ正確になるように反映をしていきたいと考えているところでございます。

ですから、地域防災計画については、細かい微修正でありますとか追加に関しては、年度年度で見直しをかけておりますが、大きい修正のサイクルは、特には決まっていない状況です。ですから、今回は5年前のものを修正で、5年というサイクルでやっておりますけれども、次は必ず5年後かということではなくて、大きく見直しが必要になってきたというふうに判断をしたときに大規模に修正していくというような形になるかと思えます。

#### ○西本委員

あと、細かいところは結構あるのですが、今日は入り込むと大変なことになるので、気がついた点、お願いも含めてですが、今回の委員会の中でも議論になっているように、例えば、避難所に対するやり方についても、気になったのが、一時避難所というところの中に、町会・自治会とか入っているのです。そのほかに避難所の運営も町会・自治会の方々が該当になると思うのです。そうなってくると、実際、現場の一時避難所、例えば、震-7-8を見ていただくと、避難施設という中に、一時、広域、区民避難所とあります。これはただ単に避難所の場所というふうに示しただけだと思うのですが、ただ、この運用となったときに、ほとんど運用する人は決まっている人、町会の人たちであって、避難所の運営も町会・自治会の人を中心とかとあって、ダブっている部分がいっぱいあって、それはあえて今後、

実際のマニュアル等々とか、それから、訓練などもこれをもとにしてやっていくのだらうと思いますけれども、そこら辺の整合性をきっちりと現場に則した形でやっていただきたいと思っております。これはわかります。場所がどこだという指定があるだけなので。ただ、運用という部分になると、また違う部分がたくさん出てくるなと思ったのです。そこら辺はまた運用の部分で今後検討していただきたいと思っておりますので、これは要望として言っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○いながわ副委員長

いろいろ説明ありがとうございます。

これは備蓄に関してなのですけれども、検討結果というか、「今までが供給されない場合も想定されることを周知する」と書いて、修正として、要は、「区が備蓄物資だけでは不足することが考えられるため、区民みずから備蓄が必要な旨を示した」と書いてあるのですけれども、ここで、「区が備蓄する物資だけでは不足することが考えられる」というのは、実際そのとおりで不足すると思うのですけれども、不足するのだったら不足しないようにしろというのが、多分、区民の皆様の考え方だと思うので、であるのであれば、ここにある供給されないというのは、実際にもう供給することがちょっと難しいという部分をしっかり、不足するのであれば不足しないようにしてくださいみたいな、そんなふうに捉えてしまったので、実際は、自助の部分で啓発するというか、周知するために、こういう感じになっていると思うのですけれども、ここの文面はどうなのかとちょっと思ったことと、2番で、周知するとよく言うのですけれども、これは世帯という言い方なのか、20万世帯ぐらいある。それに全部周知して、みんなが同じ考えの中で最低限備蓄するということが一番美しいのですが、本当に周知ができるものなのか。周知することを示したということを経済防災計画の中に記述することが目的なのか、本当にどうなのかということにちょっと疑問を感じてしまったので、やるのだったら、防災訓練だけではなく、さまざまな形で備蓄の必要性を、備蓄の必要性と言ってしまうと、必要があるかどうかというのは個人の考え方なので、「備蓄してください」と言い切るとか、しっかり明記したほうがいいのではないかとあれなのですけれども、実際はどうなのか。

#### ○古巻防災課長

備蓄の考え方でございますけれども、「不足する」というような書き方に関しましては、実際的に届かないということが可能性としてあるというようなことも考慮した上で、ご自身でもきちんと備蓄をしていただきたいということを、これは今までも備蓄について、ご家庭での備蓄についてもお願いをして周知を進めてきているところでございますけれども、そこをさらに進めて備蓄についてきちんと必要性を周知をしていきたいというような書き方をさせていただいてございます。

周知についてですけれども、当然、地域防災計画に書いたから、それで周知がということにはならないので、当然、訓練のときにそういったご案内をするということもございまして、例えば、「わが家の防災ハンドブック」でありますとか、そういったところにつきましても、今後、地域防災計画の修正を受けて、こちらの内容に沿うように改訂を加えていきますし、また、しながわ防災学校、そういった研修の機会も捉えまして、備蓄の重要性といったところにつきましても、さまざまに手段を使って周知を進めていきたいということでございます。

100%届くかということ、なかなか進まない面も出てくるのかもしれませんが、それについては区の責任といたしまして、責務としてここに防災計画にあるとおりに、きちんと周知をしていく必要性を伝えていくことが必要だということで、地域防災計画に書かせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

## ○いながわ副委員長

これをしっかり明記していただいて、各家庭でしっかり備蓄をしてくださいということは、重々私も理解できるのですが、例えば、一家、家族4人で、備蓄の量はどれぐらいになるのですかと、イメージがおそらく家庭でわからないような気がするのです。何とかセットというものはあるのですが、やはりイメージがわかるような、例えば、下の防災体験館とかに、これが一家4人分の備蓄だとどれぐらいになりますよと、視覚でわかるような、そういった周知の仕方もあると思うので、例えば地域センターしかり、それなりのところに何かふわっと置いておくということも必要だと思いますので、それぐらいをどんどん積極的にやっていかないと、せっかくこの計画に書いてあるのに、なかなか周知が、多分、周知の検証はできないと思うのです。だから、そういうところで一人でも多くの目に触れるところに、そういった取り組みをしていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

## ○たけうち委員長

1点だけ、すみません。

「区民避難所」というふうに名称が変わるということになって、前は避難所と言っていた。避難所というと、さっき出た一時避難所だとか、広域とか、いろいろなもろもろの総称みたいなものと勘違いされやすいのでということで、それはよく理解していますが、一方で、区民避難所というと、特に昼間区民の方とか、または、帰宅困難者みたいな方が、そもそも今の段階でも、いざ何かあったときに、そういうところは区民でないと、もしくは違う町会から出てしまったときに、自分は町会員でないから、その学校へ行けないのではないかとか言う方がいまだにいらっしゃるのです。そうではないですよと、落ちつくまではいいのですよ、いつまでもいてもらっては困るけれどもということなわけです。けれども、そこが理解されない中で、またさらに区民避難所と言ってしまうと、区民でなければやはりだめなのかみたいに、帰宅困難者もしくは昼間区民の方が勘違いされてしまうのではないかとちょっと思ったのですけれども、名称変更のときにそういうご意見はなかったですか。

## ○古巻防災課長

この名称の変更の提案に関しましては、いろいろ検討はしていく中で、この名称にとりあえず落ちついたという形なのですが、確かに今ご指摘のとおり、あくまでも対象は、一番最初にも書かせていただきましたけれども、全ての被災者であるということが前提でございますので、この呼称として選択をするとすると、そのあたり、誤解のないようにきちんと周知をしていく必要があると思いますし、また、決して区民以外の方が避難所に避難をするということについて、何か拒むものではないということは、それは名称がどういう形であれ、きちんと周知をしていかなければいけないところだと考えておりますので、ご意見を参考にさせていただきながら、こういった形で周知をするのか、また検討させていただければと思います。

## ○たけうち委員長

名称を変更してくれと言っているわけではありませんので、ぜひその辺の心配があると思うので、そこを踏まえて、いろいろな周知のときをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

ほかになれば、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 所管事務調査

防災対策について

## ○たけうち委員長

次に、予定表2の所管事務調査を行います。

本日は、防災対策に関することのうち、都市型災害について取り上げ、品川区における浸水対策や不燃化の取組みについてご説明いただき、各委員と共通理解を図りながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本件について、理事者からご説明願います。

#### ○高梨木密整備推進課長

私からは、都市型災害のうち、木密地域における大規模火災を予防する燃えないまちづくりについて、現在、区において各種行われている木密地域の改善に向けた事業の体系と、その内容について説明をさせていただきます。

資料は、A3判横判、両面刷りのもの、標題に（木密地域における燃えないまちづくり）とあるものをご覧ください。クラウド上の文書は、縦用紙にA3横判で表示されておりますので、必要に応じて拡大してご確認のほど、よろしくお願いいたします。

区が木密地域の防災性向上のために行っている不燃化の取組みは、大きく分けて2つの手法に区分することができます。

1つは、資料上側、赤色の矢印や枠で示されている取組みですが、発災時の避難や救援に必要な道路の拡幅や防災広場整備など公共施設の整備に係る取組みでございます。

具体的には、避難や救援に資する道路を計画に位置づけ、6m以上に拡幅するものや、一時集合場所となる防災広場を設置していくものがございます。

また、広域避難場所、またその周辺においては、避難者の円滑な流入のため、入口の拡幅整備や広域避難場所周辺道路の整備などを行うものでございます。

2つ目の取組みは、赤色ラインの下、青色のラインや枠で示されている取組みでございますが、こちらは、震災時等において発生が予測されている火災の延焼を防止するため、木造建築物等の除却、取壊しでございますが、火災に強い建物への建替えを支援する取組みでございます。

具体的には、木造建築物等の除却にかかる費用や、除却に伴う引っ越し費用の一部を助成するもの。また、火災に強い建物にするための費用の一部を助成するものがございます。

また、建替えを機に、複数の住宅を共同化して建て替える際に支援を行うものもございます。

これら2つの取組みの趣旨に従い、現在、区では各種事業を展開しております。資料の右側をご覧ください。

最初の赤いライン、公共施設整備を主とする事業としては、3つの事業を展開しております。

まず最初に、密集住宅市街地整備促進事業でございます。この事業は、品川区では平成元年から現在まで、約30年間にわたって事業を行っており、区内延べ6地区で現在まで事業を行ってまいりました。現在は、そのうち4地区で事業中でございます。

事業導入に際しましては、各地区で住民同士の話し合いを行い、拡幅する道路をどこにするかであるとか、共同化を推進する地区をどこにしたらいいかというようなことを定める整備計画を住民主体で立案し、それに従い事業を行っております。

事業の代表例といたしましては、豊町、二葉地区におけるのんき通りの拡幅であるとか、二葉公園の拡張整備、ゆたかしのきひろばの整備などが挙げられます。

その下の事業、防災生活圏促進事業では、広域避難場所である都立林試の森公園周辺や、戸越公園周辺で事業を行っており、広域避難場所の入口の拡張整備や、入口へ至る道路の拡幅整備、周辺地域の防

災広場整備を行っております。

こちらの事業の代表例といたしましては、林試の森公園、富士見通りと呼ばれる林試の森公園東門に至る道路の拡幅整備や、戸越公園周辺の大原通りの拡幅がありまして、防災広場は、ひのみ広場やサンサン防災広場の設置などが挙げられます。

その下、避難道路機能強化事業では、区内南東部の広域避難場所である大井競馬場、しながわ区民公園に至る避難道路、滝王子通りを現行の幅員約7.2mから10mに拡幅整備するものでございます。滝王子通り沿道地域の防災まちづくりとともに、現在、事業を展開してございます。

これら事業の取組みにより、現在まで拡幅整備や防災活動広場を含め、計55カ所の公園、広場を設置するなど、安全・安心なまちづくりに向けた取組みを確実に進めてきているところでございます。

次に、下側、青色ラインで示しております個別の建物の不燃化を支援する取組みでは、現在、2つの事業を展開中でございます。一番下側の枠、青枠の中をご覧ください。

最初に挙げるのは、木密地域不燃化10年プロジェクトです。この事業は、地域危険度が高いなど特に取組みが必要な地域を不燃化特区として、23区中最多の区内9地区を指定しておりまして、不燃化特区内にある木造建築物等の除却、引っ越し、建替えに要する費用の一部を助成しているものでございます。この取組みは、平成32年度までの期間限定の取組みとして、現在、事業中でございます。

その下、都市防災不燃化促進事業では、広域避難場所周辺や都市計画道路の沿道におきまして、延焼遮断帯を形成するために必要な耐火建築物等を建築する費用の一部を助成するものでございます。平成26年度からは、建物の取壊しについても助成を拡大し行ってきております。

この事業は、区内では、昭和62年から事業を始めており、現在まで延べ9地区で事業を行い、今日現在では6地区で事業中でございます。

赤色で示した公共施設整備の取組みと、青色で示した建替え支援の取組みの両方の要素がある事業として、資料右側中央にお示しさせていただいております防災街区整備事業がでございます。この事業は、敷地が道路に接していないなど、個別での建替えが困難な住宅等が老朽化して残ってしまっているような区域に対し、老朽建築物を共同化して火災に強い共同住宅を建設するとともに、周辺道路の拡幅や、公園の設置等、公共施設の整備もあわせて行い、共同化する地区内だけでなく、その周辺地域の防災性の向上にも寄与する取組みでございます。区内では、全国の自治体で唯一、2例の実績を持っており、既に完了いたしました荏原町駅前地区に引き続き、現在では、中延二丁目旧同潤会地区において事業中でございます。

木密地域における取組みは、このように体系づけることができますが、これら事業は一体どこの地域で行っているのかということを示すため、事業を行っている地域を区内の地図にあらわさせていただいたものを、資料裏面に示させていただいております。多くの事業を1枚の地図にあらわしておりますので、点線や塗りつぶしなど、多少見にくいところもございますが、参考にご覧いただければと思います。

本日は、現在の木密地域における取組みの体系と、その内容について説明させていただきましたが、表面にお戻りいただいて、左下に木密地域の整備についての今までの区内の歩みを簡単に示させていただいております。資料をご覧ください。

区内において木密整備の必要性は、昭和後期には認められておりまして、平成初頭には密集住宅市街地整備促進事業などの事業が開始されております。平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、市街地の防災性向上の必要性が叫ばれ、平成20年の東京都による地域危険度調査では、火災危険度ワースト10位に品川区の5町丁目がランクインするなど、区としても木密整備の必要性が増してまいりまし

た。その後、東日本大震災の発生、東京都による木密地域不燃化10年プロジェクトや、首都直下地震等による東京の被害想定を受けて、さらに事業が活発化している状況でございます。

### ○持田河川下水道課長

続きまして、私から、都市型災害の水害対策についてご説明いたします。資料としましては、A3の資料と「水害のない品川区をめざして」というパンフレットを配付してございます。

まず、A3資料の左側をご覧くださいと思います。これまでの品川区内の浸水被害の場所、対策事業の成果について記載してございます。

区内の浸水被害としましては、目黒川沿いの五反田の一带、立会川の周辺、戸越銀座・西品川地区、こういったところで多く発生しているところでございます。こちらの地域につきましては、周辺に比べ地盤が低いといった要素、降った雨がなかなか排水し切れないということが原因だと考えてございます。

特に平成11年8月29日の集中豪雨では、時間77mmと非常に強い雨が降ったことが一因ではございますが、床下床上合わせまして2,800棟の浸水被害が発生したということでございまして、昭和49年以降で最も大きな被害がこの集中豪雨です。

一方、近年では、さまざまな浸水対策の事業を進めたこともございまして、平成25年7月23日の集中豪雨では、時間74mmと平成11年と同規模の雨ではありながら、被害は60棟という形になってございます。

同じ降り方の雨は存在しませんので、単純に比較はできないわけではございますが、大幅に被害は軽減できていると考えているところでございます。

なお、近年、浸水被害を軽減しているということは、このA3の資料の一番下にグラフがございまして、この棒グラフを見ていただきますと明らかというふうに考えているところでございます。

資料の右側です、これまでの浸水対策の事業、こちらはハード対策とソフト対策に分けて示してございます。

まずハード対策についてご説明いたします。

ハード対策としましては、いわゆる河川や下水道の整備が主となりまして、事業主体は基本的には東京都ということになります。我が品川区では、昭和61年より下水道事業を受託しまして事業を推進しているところでございます。

また、平成11年の集中豪雨により被害を受けまして、平成12年より「新・雨水整備クイックプラン」という東京都のプランを都と連携しながら進めているところもございまして。

ハード対策の方法としましては、河川の洪水調節池、下水道の貯留施設といったような貯留施設により、ためる方法と、下水道の雨水幹線にバイパス管を設置しまして、いわゆる流す方法、こういったもので対応するわけでございます。

中ほどにございます表にありますように、浸水被害箇所ごとに施設整備を進めておりまして、また、区では、この太字下線で示してありますように、多くの下水道施設も区で受託してこれまで進めてきたというところでございます。

また、アスタリスクマークをつけておりますのが、平成12年以降に稼働した施設で、やはり平成11年の大きな被害を契機といたしまして、さまざまな施設がこの後完成し、稼働していくことがわかっていただけるかと思っております。

なお、貯留施設とバイパスの違いでございまして、公園ですとか道路の下など、雨水を一時的にためる施設、これが貯留施設でございまして、早期に効果を発揮できるということの有効な方法でござい

す。区内には、ここに記載されました目黒川荏原調節池をはじめ、約23万㎡ほどの施設があります。

一方、貯留施設といいますのは、雨が降りまして施設がいっぱいになってしまいますと、機能を発揮できないという部分がございます。近年は、より抜本的な方法として、河川や海へ直接雨を流すというバイパス化の整備を進めているところでございます。

こちちの建設委員会でもご報告しました第二戸越幹線ですとか、ご視察いただきました立会川雨水放流管、こういったものがバイパス化に当たるわけでございます。貯留施設に比べまして、整備期間は長くなってしまいますが、長く雨が降り続いた場合におきましても効果を発揮できるというふうなメリットがございます。

次に、ソフト対策でございます。こちらの表の下のほうになります。やはり区民の皆様の水害への備え、また、実際に避難行動をとっていただく際にも、情報提供ですとか、危険性の周知が重要になってまいります。区では、洪水ハザードマップを公表するとともに、適切な避難を促すために、河川の水位情報、こういったものをホームページでリアルタイムに提供しているところでございます。

また、我々区の職員ですとか、地域の皆様の防災力を向上させるということで、合同の水防訓練、避難訓練等を実施しているところでございます。

次に、お手元に「水害のない品川区をめざして」というリーフレットを持ってきてございます。簡単にご説明させていただきたいと思っております。

こちらは、区民の皆様に、水害対策の理解とご協力を得たいということで、所管でございます河川下水道課で作成したものでございます。所管のカウンターで配布したりですとか、あとは、工事の説明会ですとか、工事の現場見学会、そういった機会を利用して配布しているものでございます。

表紙をおめくりいただきますと、左上には近年、50mmを超えるような雨の回数が少し増えているような状況をグラフで示してございます。左の下には、区内の主な水害が発生した箇所。右のほうには、その水害の特徴が少しイラストでわかりやすく説明しているところでございます。

1点申し上げなければならぬことがございまして、品川区の水害と書かれた地図の中の大田区の「太」の字が、これは誤字でございます。配布する際にはここは修正して配布したいと思っております。大変失礼いたしました。

例えば、この資料の見方でございますが、右側に品川区で発生する水害の特徴とございまして、例えば、中ほどの戸越・西品川地区とございます。こちらの絵で示していることとしましては、大雨が降りまして、その下水道管がいっぱいになってしまう。そうすると、下水道から水が上がってきてしまって、くぼ地・谷地に水がたまってしまって水害が発生してしまう、こういった状況をイラストで示しているところでございます。

それに対しまして、さらにリーフレットを広げていただきますと、浸水対策のページということになってございます。上にイラストを漫画的にでございますが、下水道管がいっぱいになって、水が管からあふれてしまうような状況をイラストで出してありまして、これに対しまして、雨水の貯留管とかバイパス管といったものが、それぞれ負担をし合って、水害を防いでいるというところをイラストで示しているところでございます。

先ほどと同様に、戸越・西品川地区の水害浸水対策のところを見ていただきますと、こちらにありますように、既存の下水道管に対して、西品川の雨水調整池ですとか、戸越幹線貯留管というようなもので雨を負担し合って水害を防いでいる、こういった状況をイラストで示しているというところでございます。



なお、この一番左側は、これまでさまざまな水害対策の事業をやっております。こういったものを示してございます。細かい記載ですので、1つ1つ説明することはいたしません。こういった形で水害のあった箇所に対して、これまでたくさんの事業をやってきたというところを確認していただければというふうに考えております。

最後でございますが、裏表紙を見ていただければと思います。裏表紙には、こういった河川や下水道の大規模な施設だけではなく、身近な浸水対策といたしまして、雨水の浸透施設の設置、防水板の設置、雨水利用タンク、こういったものについて記載してございます。こういった浸水対策の大きな施設に比べれば、1つ1つは小さな取組みではございますが、個人ができる水害対策ということで、1つ1つが重要なものだというふうに考えてございまして、我々区のほうではこういった設置に対しまして、工事費用を助成していることがございます。

#### ○たけうち委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず、燃えないまちづくりのほうなのですが、のんき通りなどの例が出ていましたけれども、いわゆるそうした小規模な道路拡幅のような事業で、消防活動困難地域という定義がありますね。ホースをつなげても届かないような地域というふうに聞いていますけれども、その活動困難地域が区内には今どれくらいあって、その活動困難地域の存在と、この拡幅整備の事業の関連とといいますか、そういうものはどうなっているのかお伺いしたいと思うのが1点です。

それと、防災というと、私たちは29号線など、防災効率の道路をやめろといつもやっているわけですが、防災というと、やはり延焼遮断帯とかが出てきてしまうのですけれども、ここに書いている燃えないまちづくりを進めていけば、大きな道路は防災のためには要らなくなるのではないかと思うのです。ここに書いているような住宅除却、不燃構造化、住み替え支援、この助成の対象範囲の拡大こそ急務で、それが必要なのではないかと思うのです。広げるべきだと思うのですけれども、区内全域にこれを広げられない理由があるのか伺いたいと思います。

#### ○高梨木密整備推進課長

消防活動困難区域は、木密地域を中心として、特に細い道路でしか到達することができないところに区内にも存在しております。その対策といたしまして、先ほどご説明いたしましたような木密地域における道路拡幅であるとか、また、防災広場の設置に伴う貯水槽の設置等で消防活動困難区域を少しでもなくしていこうということで、取組みを現在も推進しているところでございます。

また、延焼遮断帯についてなのですが、こちらは今ご紹介させていただきました区の木密整備推進課で行っている不燃化の取組みや、また、防災課等で行っている消防に関する取組み、また、東京都で行っている道路の取組み等を重層的できるところからやっていくことで、区民の安全・安心を守っていくことが重要であると考えていますので、決して不燃化の取組み、区がやっている助成の取組みだけを拡大すれば全てが安全になるものではないかと考えません。総合的にやっていくものであると、このように考えております。

また、助成区域の拡大等については、まずは危険性が高く、早急な対策、改善が必要なところから、改善を目指してやっていくものであると考えておるところでございます。

#### ○安藤委員

消防活動困難地域はあると、それを少しでもなくしていこうということで、こういうのんき通りなど、そうした防災道路ですとか、貯水槽などを整備するということなのですけれども、これから困難地域というところがある場合は、そういった事業を考えていくということなのではないでしょうか。伺います。

それと、重層的にという言葉がよく出てくるのですけれども、不燃化支援みたいな個々の住宅の耐震化と不燃化を、それも拡大すれば全てが安全になるとは考えていないという話ですけれども、燃えなくなるわけですから、燃えなく倒れなくなれば、火災の原因そのものを、あと圧死の原因そのものをなくせるので、私は重層的と言っていますけれども、一番重点的にやらなくはいけないと思うのです。私が伺ったのは、区内全域に広げられない理由はあるのですかと伺ったので、それがあれば、優先順位の話を知っているのではないのですけれども、お伺いします。

#### ○高梨木密整備推進課長

消防活動困難区域等がこれからもあれば、そういうところにはどんどん事業を入れていくのかということですが、防災まちづくりの取組みは、消防活動困難区域だけにとどまらず、皆さんが逃げるために必要な道路はどこかというようなことを住民主体で、区もお手伝いをしながら、皆さんで話し合いながら防災まちづくりを進めていく、このように考えていますので、そこに重点的にスポットライトを当ててやっていくというわけではなしに、総合的にさまざまな課題を捉えながら、区民の皆さんと話し合いながら防災まちづくりを進める、また必要などころには計画を立てて事業を入れていくということは今後も積極的にやっていきたいと考えているところでございます。

また、区域の拡大についてなのですが、区内全域どこでもということが仮にできればいいのかもわかりませんが、やはり区内の各町丁目において、危険度であるとか、改善が必要な老朽木造建築物の量等に差がございます。やはり改善が急がれるところから重点的に優先順位をつけて取り組むことが行政としては必要になってくる、このように考えております。

#### ○安藤委員

これを適用したとしても、手厚い支援なので、耐震化を利用する人はいると思うのですけれども、かといって、適用したからとすぐ一気に進むわけではないというのは、その事業を利用する方の都合もあるので。だから、今、地域を限定してでも、すぐさま進んでいるわけではないわけです。

例えば、北品川の二丁目あたりとか、西品川一丁目あたりとかは、局地的にはかなり住宅が密集していたりとかするのですけれども、そういったところは全く除外されているわけなのですけれども、そういったところは、1つ1つ見ればあるのです。ただ、今はこういうくくりで地域が限定されてしまっているというのが、やはり地域の実態に合わないのではないかと感じてまして、だから、できればということですが、区が区の判断で、ここはやはり枠をかける必要があるという判断をして、ぜひそうしていけないのかとか、それが必要なのではないかと考えるのですけれども、それをできない理由をもう一度お伺いしたい。

それと、道路は、29号線が延焼遮断ということはここには出ていないのですけれども、それはなぜなのでしょう。

#### ○高梨木密整備推進課長

まず、区内の不燃化の取組み、特に助成については、なかなか急ぎ建替えが進まないという部分はありますが、ただ、急ぎ改善が必要な地域については、助成金を用意することで、もともと10年先だと思っていたものを、では、来年やろうか。5年先だと思っていたものを前倒ししてやろうという方を1人でも多くつくって、安全・安心な品川区をつくり上げていくということでやっておる事業でございます。

すので、そのような考えのもと、不燃化特区等の事業を進めているところでございます。

また、西品川一丁目等、局地的に木密住宅密集地域があるような地域が入っていないことにつきましては、基本的には区としてもそういうような地域がある、局所的にあるものと考えておりまして、西品川一丁目につきましては、木密地域に連担する地域であるという認識のもと、今年度から地域の皆様と防災性の向上に向けたお話し合いをするべく取組みを開始しているところでございます。

また、補助29号線沿道につきましては、補助29号線だけにとどまらず、補助26号線や、また広域避難場所を中心に、火災の炎から守らなければいけない。避難、救援のために守らなければいけないところは、延焼遮断帯としての機能をつくるべく、表面の青枠の中、都市防災不燃化促進事業ということで、現在、事業を展開しているところでございます。

#### ○安藤委員

西品川一丁目など、局所的にはそういった地域があるのだと。連担地域ということですが、これはどういう調査をしているのかわからないのですけれども、そういう問題意識があるということなのですが、この今年度から始めた事業の先には、私が求めているような耐震化、不燃化支援、この支援は適用されるようになるということ想定しているのか、その先にはそういう拡大があるのか、そこら辺はしっかりお伺いしたいと思います。私は、そういう問題意識を持って調査しているのであれば、やはり西品川一丁目には、少なくとも拡大すべきなのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

あと、道路に関しては、29号線とは書いていないけれども入っているということだと思うのですけれども、道路が防災に役立つというのは、一般質問でもやっていたけれども、しっかりなぜそうなのかというのは、区としても、それだけ言うわけですからお答えいただきたいのですけれども、一般質問では、道路は防災性があるのですかと質問しても、重層的にやるのだというふうに言いつつ、延焼遮断帯であると言ったのですけれども、としか言えないのです、総合的にやると、重層的にやると。道路は沿道遮断帯としか言っていないのです。しかも、延焼遮断帯にはならないのではないかと私たちは何度も言っているのですけれども、これに対してのかみ合う答えがないので、防災だということで進めたいいただくのは、もうやめてほしいのです。

お伺いしたいのは、糸魚川の視察も行きましたが、飛び火で10カ所が同時多発的に発火しているということです。私たちはそれを見てきました。それで、延焼遮断にならないではないかと、これは素朴な疑問なのです。

〔「1つの例だ。なるケースだってある」と呼ぶ者あり〕

#### ○安藤委員

それでも延焼遮断になるのかというのは伺いたいと。

それと、何度もこれも指摘していますけれども、実際問題、大震災のときには車両が道路を埋めるのです。そうすると、延焼遮断どころか、にっちもさっちもいかないブリットロックされた車のガソリンに引火して逆に火の海になりかねないという問題も出てくるのですから、あり得ない想定をもとに道路をつくったら、震災火災が起こったときにそれが延焼を防ぐというのは、頭の中の空想でしかないのです。この車両火災についても、実際はどう考えているのですか。しっかりお答えいただかないと、防災のための道路と私は言ってほしくないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○高梨木密整備推進課長

西品川一丁目につきましては、現状、まず密集度合いであるとか、地域の中で住民の方々がどういう災害に対する危険性の意識を持っているのかというような基礎調査を行っている段階でございます。現

在のところ、その先に助成を見据えるのか、それとも地域の中で道路拡幅が必要なのか、防災広場の設置等、そういう公共施設の整備もあわせて行うのかということについては、そのような基礎調査が行われた後、また住民との話し合いの中で進められていくものと考えておりますので、現在としては決定されたようなものはございません。

また、29号線につきましては、道路、沿道の不燃化ということで、都市防災不燃化促進事業等で現在やっております。その道路を逃げる方、また車両等に火を及ぼさないということで、道路の周りもしっかり火災に強い建物を建てて、そこで火を食いとめるということで、道路と並行して防災上必要な取組みであるということで考えており、進めているところでございます。

#### ○安藤委員

全然答えになっていないのですけれども、私が伺ったのは、飛び火で100m飛んで、10カ所が同時に火災したのが、相当な風速だったということはありますけれども、それだといくら延焼遮断だと、ものすごい労力をかけて、税金をつけて、住民を犠牲にしてつくっても、そこを飛び越えて実際は火は延焼したのです。だから、飛び火というはあるのに、なぜ延焼遮断になるのですかと伺ったのと、車のことに関しては一切答弁がないのですけれども、それは想定しないで、なぜ延焼遮断になるのですかというお答えがなかった。

もう1つ、ついでに言いますと、品川ではほとんど東西の風が吹かないのです。羽田空港の問題もありますけれども、南風か北風なのです。ですから、この29号線、放射2号線もそうですけれども、縦に、南北に道路をつくって、実際、南北に風は吹かないのに、道路から東西に風が吹くのだということ想定してシミュレーションしても、全く意味がないではないですか。だから、そこに関しても、風向きに関してもどう考えているのですか。お願いします。

#### ○中村都市計画課長

まず、延焼遮断帯の機能は、区としては不要ではないと考えております。

と申しますのも、道路の沿道を面的に不燃化を進めた場合にも、不燃化というのは、これは絶対に燃えないということではございません。準耐火建築物、あるいは耐火建築物という鉄筋コンクリート等の建物も、やはり火災が起きれば、お住まいになっている方は避難しなければいけませんし、また、最悪の場合、過去においては死亡事故も起きております。そういった中で、避難するための時間を稼ぐための、例えば準耐火建築物であれば45分間ですとか、そういった逃げるための時間の制約で、通常の火災が、火炎を浴びたときに人が避難できなくなるような時間として耐火のための時間が法令の中で定められております。そんな中で避難をするための時間を稼ぐという意味で、不燃建物は非常に有効だということで、絶対に燃えないということではありません。

そういった中からしますと、さらにあわせて、延焼遮断帯の機能も重要であろうと考えます。これは建物の不燃化は絶対燃えないということではないのと同時に、延焼遮断帯も、これが100%必ずどんなものでも遮断をするかということ、それもそうとは言い切れません。したがって、その2つを重層的にやることで、さらに効果がお互いに相乗効果が生まれるであろうという、そういった過去の阪神・淡路大震災の実績などからもいえることを、これから品川区内でもやろうというところでございます。

また、車両火災につきましても、これは過去の教訓を生かして、交通の規制をしたりですとか、そういったところで極力延焼遮断帯の機能が災害時に生かせるように、ソフトウェアの運用の面で交通規制などの面で、また必要な措置を講じていく必要もあるかと思えます。ただ、車両についても、これも必ずしも全部燃えるということではないということと、あと、車両が道路を閉塞して埋めつくす割合も必

ず100%になるということではありませんし、かといって、車両が全部埋めつくして火災になるということを前提に延焼遮断帯を諦めたのでは、やはり重層的な取組みということにはならないということで、少しでも品川区民の方の人命が守られるように、そういった可能な限りの努力をするという意味で、重層的にこれからも行ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○安藤委員

そうですか。納得はいきませんが。

東西の風についてはどうなのでしょう。気象台は、ほとんど吹かないと言っているのですけれども、それでもつくることが重層的になるというのはちょっとどうかなというのが1点、お答えください。

それともう1つ、道路をつくることで防災が閉じるということもあるということを知って、もう十分聞いたことがあるかもしれないのですけれども、道路は、住みなれた住民をむりやり追い出してしまふということで、コミュニティを壊してしまうのです。沿道高層化で超高層マンションとかがどんどんつくられれば、地域コミュニティの形成自体も困難な状況がどんどんつくられる。災害時に重要な地域コミュニティ力を、この道路、上からおりてくる道路建設により、それそのものもそぐことになるということもあるのです。ですから、道路には全く意味がないわけではないのだということを繰り返すけれども、それ以上に道路をつくることで失われるものがある。それは地域コミュニティ力。それに関してマイナスの面についてはどのように考えているのでしょうか。それが2点目です。

#### ○中村都市計画課長

今回、この不燃化の取組みについて、所管事務調査ということで説明を申し上げておりますので、道路についてあまり詳しく申し上げるのはちょっとどうかと思いますけれども、ただ、今のご質問にお答えするとすれば、1つは風向きにつきましては、私、先日、江戸東京博物館に参りましたところ、江戸の大火についてのパネルがありまして、その中で1657年、明暦の大火ということで、江戸の町が約6割を焼失した、そういった火災の展示がされておりました。このときの風向きが北西の風ということで、やはりどのように風が吹くかというのも、これは自然現象のもので、また、品川区は東側が海で西側が陸、こういった陸と海の間には、お互いに風が昼と夜の温度差によっては吹きやすいというか、そういう傾向もございますので、風が東西に吹かないかという、これは区としてはやはり吹くという前提で取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

また、地域コミュニティにつきましては、道路をつくるにあたりまして、地域の皆様方と十分に話し合いを通じまして、地域の協議体などもつくって取り組んでいるところもございますし、そういったところでコミュニティを維持したまま、どうやって道路の整備を進めて維持していくか、そういったところも話し合いをしながら進めていくところでございます。これからも引き続き、地域の皆様の声を聞きながら、にぎわいを継続していければと考えております。

#### ○安藤委員

コミュニティを維持しながらどうやってという話もありましたけれども、全ての説明を伺っていると、本当に道路をつくることを先にありきみたいな、もともとの道路自体が、防災のための計画ではなかったですから、それが長年、3回、区議会でも反対決議が上がりましたがけれども、進まない、住民も議会も反対して進まないというときに、3・11が起こって、これを防災だということで位置づけ直して、防災と言え、この今まで進まなかった道路がつくってしまうということで進められているということがあるので、やはり私は、本当にむりやり道路をつくるための説明にしか聞こえない。そこまでして道路をつくりたいのかとすごく思います。なので、これは見直していただきたいというふうに思いますし、

先ほど言ったように、本当に防災のことを考える、命のことを考えるのであれば、いろいろ理屈を言いますけれども、品川区がきちんとイニシアチブをとって、大変なところに住宅の耐震化、不燃化を進めるべきなのではないでしょうか。そのようにぜひ政策変更していただきたいと意見を強く申し上げまして終わります。

#### ○西本委員

まず、木密に関してですが、いろいろな事業をしているということで、今まで報告もあり、議論してきたところなのですが、ただ心配なのが、完了しているところはいいのですが、事業中とか、予定とかの中で、一応期間が書いてあるのです。その期間を過ぎてもめどが立たないといった場合の見直しはするのでしょうかというところが1点目です。

それと、水害のほうですが、このパンフレットはとてもおもしろいなと思って見ているのです。なるほどな、そうだよなという感じで。品川区は、以前と比べてみると、グラフにもあったように、水害が少なくなったと感じてはいるのですけれども、そこでまず、水害の特徴があって、浸水対策があって、今これを進めていますということを示していると思うのですが、これ、どこまで達成されているのかということが知りたいということです。このパンフレットは、もっと有効活用できるのではないかと思います。どういう形でこれを使って皆さんにお知らせをしているのかということをお聞きしたいと思います。

それとあと、後ろのほうに助成金があります。この助成事業、これ、実績はどのような感じなのでしょうかとということで、現状を教えてください。

#### ○高梨木密整備推進課長

事業期間を過ぎたらということなのですが、その各地区、また各事業の進捗具合を見まして、当然、目標達成であるとか、あとはこのまま自然の建替え等で目標が達成する見込みとなれば完了となりますが、まだまださらなる取組みが必要である、継続した取組みが必要であるということであれば、事業延伸ということで、国や都と協議して事業延伸するというところで今までもやってきましたし、これからもそのように総合的に考えて進めていきたいと考えております。

#### ○持田河川下水道課長

今ご質問の、まずどこまで達成されているかという点でございますが、大きく言いますと、やっているエリアが目黒川流域、戸越・西品川地区、立会川でございます。目黒川の流域につきましては、概ね当初計画されていた施設は全て完成しているところでございまして、実際に、近年、あまり水害はこのあたりはないのかというふうに考えています。戸越・西品川では、先日、建設委員会でも説明させていただきました第二戸越幹線をやっていくことで、このエリアの水害に対する力は大幅上がってくるだろうというふうに考えています。立会川につきましては、これもご視察いただきました一番最下流の雨水放流管をやることで、その周辺のこれまで施工している施設も全て稼働するというところで、水害に対しては十分強くなると考えているところでございます。

あと、このパンフレットでございますが、先日、所管の工事説明会ですとか、現場の見学会などでお配りしてございます。また、展示しているということでいけば、住宅まつりですとか、ECOフェスティバルのブースのときにも置いておいたりとか、川の日立会川・勝島運河環境美化運動のお土産の中にも入れたりとか、いろいろな形でパンフレットをお配りしているところでございます。

最後に、雨水浸透施設、防水板、雨水タンクの実績でございます。まず、浸透施設につきましては、昭和63年から実施しておりまして、これまでの対策量ということで、これが大きい小さいかな

か判断しづらいところでございますが、11万3,000㎡ほどの浸透施設の対策量という形で計上しているところでございます。

防水板の設置につきましては、昭和62年より実施してございまして、これまで148件助成をしている。

雨水タンクにつきましては、平成18年から実施いたしまして、173件助成をしているということでございます。

#### ○西本委員

整備については、状況に応じて東京都と国との交渉で、それは延長も可能だという認識でいいわけですね。ぜひ完成までいろいろご努力していただきたいと思っております。

水害についてですが、多分これを見て、このままだと既にできたというふうに思ってしまうと思うのです。なので、ここに書く必要はないかもしれないのですけれども、ただ、何か1枚ペラでも、目黒川はもう完了みたいなことも必要だと思うし、戸越・西品川だと、今どこまで進んでいますとか、あとは、完成時期がいついつまでとか、いついつ予定とか、立会川もいついつ予定という形で、そうなってくると、どんどんよくなるのだというような実感が沸くと思うので、進行状況もお伝えしていただくと、より皆さんに実感していただけるのではないかと思ったので、工夫していただきたいと思いました。

それと、最後のほうの助成事業ですが、結構長くやっておられるのだなという、私はあまり気づかないところがあったと反省しているのですけれども。やはり機会があるごとにこういうことをやっていますということをぜひ告知していただきたいと思っております。私たちも推進をしていく必要があるかと思いましたが、今後も機会があったら、積極的にPR等々していただきたいと思っております。

#### ○たけうち委員長

要望でいいですか。

#### ○西本委員

要望です。

#### ○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本日の所管事務調査を終了いたします。

---

### 3 その他

#### (1) 議会閉会中継続審査調査事項について

#### ○たけうち委員長

続いて、予定表3のその他を行います。

まず、(1)の議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書案のとおりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおり申し出をいたします。

---

#### (2) 委員長報告について

○たけうち委員長

次に、(2)の委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告について、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

---

(3) その他

○たけうち委員長

最後に、(3)その他でございます。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後3時00分閉会